

史料紹介と研究

高山寺所蔵の二つの「神尾山一切経蔵領古図」と
丹波国野口庄

榎原 雅治

はじめに

東京大学史料編纂所編『日本荘園絵図聚影二 近畿一(山城)』(一九九二年)に収録された京都市梅尾高山寺所蔵の二つの中世絵図は、「山城国神尾一切経蔵領長谷古図」、「山城国神尾一切経蔵領中野古図」と題されているが、この二つの絵図に記載された「神尾山」は現在の京都府亀岡市宮前町宮川の神尾山金輪寺のことであるため、同書『釈文編三 中世二』(二〇二一年三月)では「丹波国野口庄神尾一切経蔵領長谷古図」(以下「長谷古図」と「丹波国野口庄神尾一切経蔵領中野古図」(以下「中野古図」と改めた(図1-1/図1-2))。

二つの絵図が金輪寺領を描いていること、およびこの付近が長講堂領野口庄に含まれることは奥田勲氏「神尾についての二、三の問題」や『新修亀岡市史 本文編一』にも記述されている。特に、奥田論文は、二つの絵図が地上のどの範囲を描いているかについても案を提示している。ただこの案には修正の必要な部分もあるように思われる。

また中世の諸史料をめくれば野口庄に関する所見は少なくないが、ほとんどは断片的な記述であるうえに、同庄の内部構造や領有関係はきわめて複雑で、諸史料を総合的に理解できる説明は、まだなされていないようである。本稿では、野口庄の内部構造・伝領の概要とともに、二つの絵図の描く範囲について検討してみたい。

最初に二つの成立時期について述べておく。いずれの絵図も紙背に次のような記載をもっている(「中野古図」の裏書は一部虫損)。それぞれの花押は



図1-2 中野古図
出典は右に同じ

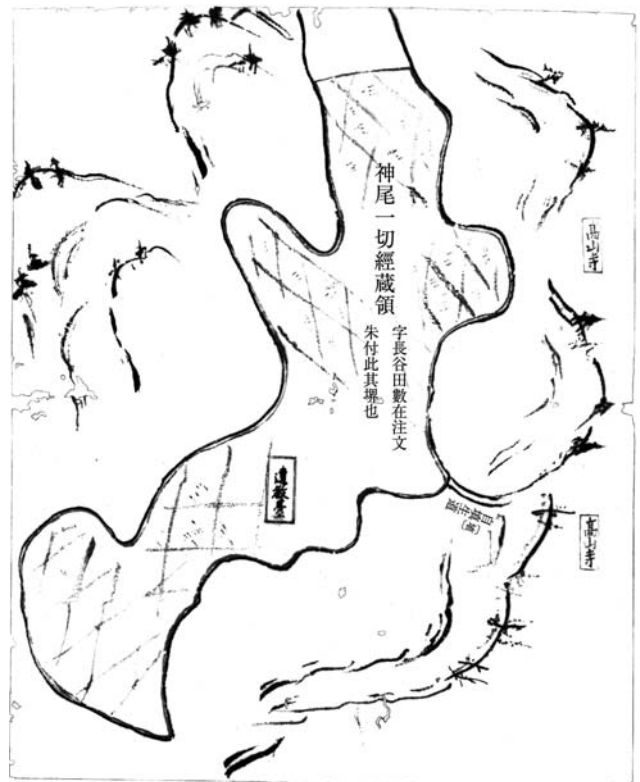


図1-1 長谷古図
『日本荘園絵図聚影釈文編三 中世二』より

二つの絵図で同じである。

正嘉式年四^日日 案主右衛門尉中原(花押)

下司沙 弥(花押)

預所 沙 弥(花押)

ここに署判した人々がだれかであるについては最後に検討するが、この記載によって二つの絵図が正嘉二年(一二五八)の成立であることが知られる。また二つの絵図の表には、「遺教臺」の重郭方形朱印と「高山寺」の単郭方形朱印が押されているが、「遺教臺」とは高山寺明恵の高弟高信(一一九三〜一二六四)によって開かれた天台教学の拠点で、神尾山金輪寺の起源となるものである。納富常天「高山寺教学の展開」によれば、嘉禎二年(一二三六)を初見として、多くの聖教の奥書に見えるところである。したがって二つの絵図は、当初は神尾山で描かれたと考えられる。

この絵図は描画、文字記載ともに簡素ながら、野口庄の空間構造を知るための貴重な情報を提供してくれる。以下では、まず諸史料に見える野口庄に関する記述を整理し、ついで絵図との関係を検討することとしたい。

一 野口庄の内部構成と伝領

野口庄(牧)の名前は『御堂関白記』長和五年(一一〇一六)一〇月一九日条に「常陸守維時貢馬廿疋、女馬廿疋同敷、女施野口」と見えるのが初見で、一一世紀初めには撰関家の牧になっていたと考えられている。ついで一二世紀前半、藤原忠実期の撰関家の行事を記したとされる『執政所抄』⁽¹⁾に、正月の賀茂詣のための人夫と、四月の吉田祭に捧げる柏を負担する所領として「野口牧」が見える。また長寛二年(一一六四)一二月日野口牧下司住人等解⁽²⁾(以下「長寛二年解」と略す)には、野口牧と近隣の六条修理大夫(藤原顕季、一一二三年没)領との間で所屬地をめぐって相論があったことが記され、係争地として小川郷・佐伯郷・模作郷内の里に属する地が列記されている。いずれの郷名も『和名類聚抄』の丹後国桑田郡の項に見え(模作は『和名抄』では「横作」とする。古写本では脱落)、うち小川と佐伯は大堰川

西岸の平野部に現在も地名が残っている⁽⁶⁾。模作の遺称地は不明だが、小川・佐伯と同じく条里の坪付表示で記されているので、同様に大堰川沿いの平野部であろう。この解では、野口牧の東方の勝示内には以前から「殿下御領御栗柄」があったとされており、これを根拠に野口牧が大堰川西岸に向かって拡張していた様子をうかがうことができるだろう。

以上から、一一〜一二世紀には野口牧が撰関家領であったことが判明するが、一二世紀末になると新たな状況が見えてくる。貞応元年(一二二二)十月日北条時房書下(関戸守彦氏所藏文書)に「後白河院法華堂領丹波国野口庄内小山村」、嘉禎四年六月の関東下知状(尊経閣文庫所藏文書)に「宣陽門院御料野口庄」と見える。また、建長二年(一二五〇)一〇月の長講堂領目録⁽⁷⁾(島田文書)には、正月の元三料として御簾六間・砂十両ほかを負担する荘園として野口庄が挙げられている。後白河院政期に野口牧は長講堂(後白河院法華堂)に寄進されて長講堂領野口庄となったものと思われる。

こののちの野口庄の権利関係はきわめて複雑である。後述のように、野口庄は小河方・佐伯方・上村方・本免方など五つの方からなっており、長講堂領という大枠は維持されるものの、本家の下での知行者の権利関係や伝領過程はそれぞれに異なる。以下では、各方別にその様子を検討したい。

1 小河方

周知のように、長講堂領は後白河上皇から皇女の宣陽門院(觀子内親王)に譲られたのち、持明院統の代々の当主を経て崇光天皇に伝わる。応安四年(一一三七一)七月、祇園社が「丹波野口小川祇園御灯田」について「伏見殿」(崇光上皇)に申し入れを行っている⁽⁸⁾(祇園社記録)のは、当時、崇光上皇が野口庄を含む長講堂領の管領者だったためであろう。崇光の没後は後小松天皇に没収されるが、この時期にあたる『看聞日記』応永二九年(一一四二)九月四日条には次のような記事がある。

抑重有朝臣知行丹波国小河之内三名方、自去比隆夏朝臣相論、經沙汰之⁽⁹⁾ 処、遂隆夏朝臣二被付了、雖為最小所当知行之地飛行、不便事也、小河

野口五重有朝臣相伝地也、而近来隆夏朝臣知行之間、連々公方歎申訴訟之処、結局別納三名一具二敵方へ被付了、無理之御沙汰、無是非者也、不便々々、

これによれば、「丹波国小河之内三名方」をめぐって庭田重有と四条（油小路）隆夏が争い、幕府の裁定によって隆夏に安堵されている。伏見宮貞成は、「小河^{野口五}」は重有の相伝の地であるが、近年は隆夏が知行しているとしている。庭田家は崇光系の外戚であるから、その縁故で野口庄小河方の知行権を得ていたのであろうが、このころは長講堂領が後小松上皇に没収されていた関係で知行者が替えられたのであろう。その後も小河方のうち三名分については、重有の別納地として残されていたが、小河方の知行権の返還を求めて重有が幕府に訴えた結果、当知行の三名までもが四条家に引き渡されてしまったというのが事の顛末であろう。貞成は「無理之御沙汰」と嘆いているが、長講堂領の管領権を失っていたため、相論には関与できなかったのである。

その後、後小松は二人の男子に先立たれ、子孫が絶えたため、遺勅によって崇光系の後花園天皇に長講堂領を譲る⁹。その後も、四条家の知行は続いたようであるが、応仁二年（一四六八）、幕府の裁定によって四条隆継（隆夏の子）の跡が庭田重賢（重有の子）に返付されることになり、後花園法皇の院宣で命じられている¹⁰。重賢の女朝子は後土御門天皇の典侍となり、すでに皇嗣（のちの後柏原天皇）を生んでいたため、天皇の外戚として旧領の回復が果たされたのであろう。

小河方では知行者とは別に下司職が設定されていたことは、正和元年（一三二二）九月一五日伏見上皇院宣（曇花院殿古文書）で、同職が旧院（後深草）の追善念仏供料に充てられていること、応永二三年六月一五日の足利義持御判御教書（小林文書）で、「大慈光院領丹波国野口庄内小河方下司職并佐伯方」に対する国役・段銭以下の臨時課役が免除されていること、および明応七年（一四九八）一〇月一日の大慈光院領目録（竜安寺文書）に「丹波国野口庄内小河方下司職并佐伯方^{安友名 行貞名 敬喜寺田}」とあることによって知ら

れる。大慈光院とは、北山にあった岡殿と通称される浄土系の尼寺で、貞成の兄治仁の女真栄、貞成の女ちよちよ、後土御門天皇の女一宮らが入室していた。貞成の親族の女性たちが下司職を得て、生活の資としていたことが知られるだろう。応仁の乱後、大慈光院主の後土御門女一宮は、一時丹波に在住しているが、これは野口庄内の所領に期待してのことであろう。また、大慈光院が現地支配のために代官職を置いていたことは『看聞日記』嘉吉三年（一四四三）一二月九日条に「岡殿寺領丹州佐伯・小河両所代官職事、常光院二仰付、^{重賢朝臣 奉書遺之}」とあることや、明応五年六月一四日の松雲軒正栄丹波国佐伯南庄并小河方下司職代官職請文（曇花院殿古文書）などから知られる。

なお、小河方には崇光系とは直接的な関係のない寺院が権利をもつ土地もあった。先の祇園田もそうであるが、至徳元年（一三八四）一月三日の太政官牒（鹿王院文書）によれば、鹿王院領の一つとして、野口庄内小川方行元・武里兩名の役夫工米が免除され、また年不詳の「鹿王院文書」中の下地注文には、野口御庄小河方内則真名の下地が書き上げられている。これらは、何らかの経緯によって鹿王院が小河方内の名主職を得たものであろう。鹿王院が朝廷から直接役夫工米を免除されているところをみれば、別納地となっていたと思われる。また応永一八年五月二日大報恩寺領目録案によれば、小河方の中には大報恩寺（千本釈迦堂）に年貢の納められる「吉祥免田一町」もあったことが知られる。

2 佐伯方（佐伯庄）

野口庄内に「佐伯方」があったことは、先述の応永二三年六月一五日の足利義持御判御教書（小林文書）で判明するが、「佐伯庄」と呼ばれている場合も多い。

応永一〇年七月五日の丹波守護細川満元遵行状（保阪潤治氏所蔵文書）によれば、同月四日、幕府は「野口庄内佐伯庄下司職」を長照院殿代官に渡付する決定を出している。長照院殿とは浄土系の尼寺で、当時の院主は光明天皇皇女だった。この院主は応永二九年二月に没し、栄寿院主だった崇光皇女

が相続している¹⁵⁾。しかし翌年二月には、この崇光皇女は入江殿(三時知恩寺)を継承する¹⁶⁾。永享初年、足利義教は入江殿執事西雲庵妙喜宛の書状で、光明天皇の菩提料所として「佐伯庄下司しき」を安堵している(青山文書)が、このときの入江殿院主は元榮寿院・長照院主だった崇光皇女、その継承予定者は貞成の長女性恵である。したがって佐伯方下司職は特定の尼寺ではなく、北朝・崇光系の女性たちに属人的に給されていたと考えられる。

また、先述したように応永二三年の足利義持御判御教書では、小河方下司職とともに佐伯方が大慈光院領とされ、明応七年の大慈光院領目録でも佐伯方内の安友名・行貞名などが大慈光院領であったことが記されている¹⁷⁾。また『看聞日記』嘉吉三年二月一日に「岡殿御領佐伯事」、「守光公記」永正一四年(一一五七)一〇月一日条に「おか殿の御寺りやうたんはのさいきみなみの庄」とあり、佐伯が大慈光院領として長く維持されたことが知られる。これらに見える大慈光院の権利は下司職ではなく、明応七年の大慈光院領目録に記された佐伯方内の安友名などのことを指していると見られる。別納地として長照院・入江殿の権利の外に置かれていたのである。この部分は佐伯南庄と呼ばれることもあったのであろう。

一方、正中二年(一一三五)三月日の最勝光院莊園目録(東寺百合文書ゆ函一)には「佐伯庄 領家松橋僧正」という記載がある。この佐伯庄と野口庄佐伯方との関係は難解である。高橋一樹氏は、寿永二年(一一八三)二月日の建礼門院序下文(田中忠三郎氏所藏文書)で佐伯郷内時武名が高倉院法華堂に寄進されていることに注目し、これが高倉院を本願とする最勝光院の所領としての佐伯庄につながったのではないかとしている¹⁸⁾。これによれば最勝光院領佐伯庄と野口庄佐伯方は別の莊園という理解になるだろう。

おそらく、立荘の時点では佐伯庄は野口庄とは別の莊園だったのであろう。しかし最勝光院は鎌倉中期には全く衰退し、後醍醐天皇によって寺院ごと東寺に寄せられたときには、形骸化していた最勝光院領莊園も少なくなかった。佐伯庄も正中二年の目録ではわずかな年貢金を上納するだけの莊園とされている。その後も東寺の関係史料に一切姿を見せないことを考えると、

佐伯庄は南北朝期ごろには最勝光院領としての実態を失い、隣接し、同じく御願寺領である野口庄の一部とみなされるようになっていたのではあるまいか。「野口庄内佐伯庄」「野口庄内佐伯方」という呼称は、そうした状況を示しているように思われる。

最勝光院領目録には領家として松橋僧正が見える。松橋とは醍醐寺の院家無量寿院のことであるが、文明一七年(一四八五)一〇月一三日の足利義政御判御教書(関戸守彦氏所藏文書)でも、佐伯庄領家職が当知行として松橋僧正(賢譽)に安堵されているから、無量寿院が一貫して佐伯方の領家職を保っていた可能性がある。また庄内には隼人司領が含まれており、隼人正を勤めた中原家が知行していたことが『康富記』応永二十七年八月三〇日条などから知られている。

以上とはさらに別に、「醍醐寺文書」には「佐伯庄地頭職」の所見が多い。佐伯庄地頭方と醍醐寺の関係は、建武三年(一一三六)二月一日に足利尊氏が篠村八幡宮に佐伯庄地頭職を寄進したことに始まる¹⁹⁾。尊氏はこれ以前に佐伯庄地頭職をもっていたのであろう。貞和四年(一一四八)三月十五日、尊氏の信頼篤い醍醐寺三寶院賢俊が篠村八幡宮別当職に補任されると、同年六月二日、足利直義は佐伯庄を篠村八幡宮造宮料所として賢俊に安堵している。以後、佐伯庄地頭方は同宮の料所として醍醐寺に伝えられることになる。史料の上では一貫して「佐伯庄地頭方」として見え、野口庄を冠することとはない。「地頭方」という呼称からして、下地中分されたものと思われるが、領家方が野口庄に吸収される以前に、そこから切り離されていたのであるまいか。

3 上村方(上村庄)

宣陽門院は衰退していた東寺の復興を企図して西院を再建し、空海の御影に生前と同じように日々の食事を備える大師生身供を始めた。そしてその用途として野口庄の年貢のうちの一部を充てた。宣陽門院の没後、野口庄からの用途備進は途絶え、大師生身供は財源に窮することとなったが、文永一〇

年(一二七三)に至り、東寺の訴えを受けた亀山上皇の院宣によって野口庄の役として生身供料を東寺に備進することが命じられた。このときは野口庄のうちのどの方がこの役を務めるかは定められていないが、南北朝初期には「当(野口)庄内上村役」であるとされている。なお、これは上村が東寺に寄進されたことを意味しない。上村は年貢の一部を東寺に送進するだけの関係であり、これは荘園の領有体系とは別の話である。上村はあくまでも長講堂領野口庄の一部である。

応永五年、崇光が没し、長講堂領が後小松によって没収されると、宣陽門院の本願が忘れられて野口庄からの供料送進が停止され、生身供料が滞ったことがあった。しかし東寺の訴えによって、同七年には幕府は野口庄に大師生身供料を送ることを命じている。

上村方でも知行者が設定されていた。康永四年(一三四五)四月東寺申状案(東寺百合文書函一〇三)によれば、康永二年の東寺生身供料を送進したのは「給主」大理卿(四条隆蔭)の雑掌だった。この役は康永四年の時点では木工頭橋知任に交替していたようであるが、知任は供料を滞納したため、東寺より訴えられている。

ついで至徳二年正月二九日の崇光上皇女房奉書と明顕書状の写(東寺百合文書フ函五八)の末尾には、野口上村は至徳元年までは「四条宰相」が沙汰していたが、前年冬からは崇光上皇の指示で春屋妙葩に預けられることになったと注記されている(鹿王院文書に至徳二年正月一七日の春屋請文がある)。至徳元年の参議に藤原氏四条流の人物は見当たらないが、前参議としては隆郷、顕保、隆仲がいる。このうち隆郷は大宮、隆仲は北畠の称号で呼ばれているので、「四条宰相」の呼称が当てはまるのは隆蔭の子の顕保(小河方の知行者隆夏の実父)のみとなる。したがって橋知任の短期間の在職のうち、上村方の知行権(給主)は再び四条家に戻されていたが、至徳二年に春屋に改替されたのであろう。春屋のあとの知行者は不明である。

知行者の下には預所が置かれていた。文和二年(一二五三)四月七日、「醍醐寺文書」中の袖判下文によって、野口庄内上村方の預所職に幸福丸が補任

されている。文書の伝来から幸福丸は醍醐寺座主に仕える稚児と思われる。

野口庄のうちでも上村方は最も遅くまで年貢進上記事が確認できる。『親長卿記』『山科家礼記』『実隆公記』『お湯殿の上の日記』などに、「禁裏御料所」として「かみむら」「上村」などの名が見えている。『実隆公記』永正五年一〇月・十一月記紙背の庭田源子(後柏原天皇典侍)消息によれば、上村から納められるべき本来の年貢は三万五千疋(三五〇貫)であるという。このころには丹波守護細川氏の被官香西元盛の代官請となり、滞納が続いていたが、それでも二五〇貫が三年に分けて納められたという。その後、進納額はさらに減少するが、銭、炭などの進納は元龜四年(一五七三)まで確認できる。

上村方の内部には別納地も含まれていた。『看聞日記』永享八年(一四三六)二月二五日条には、野口上村別納の草野・土野谷両村は崇光院の時代以来、伏見宮近臣の田向家が御恩として拝領していたが、のちに借物の質として相国寺梅監主の手に渡ったことが記されている。また観応二年(一三五二)正月一四日に勧修寺経頭から経方に譲られた野口庄内神前村も、おそらく上村内の別納地と思われる。これらは、四条家や春屋の知行権の及ばない村だったのであろう。

なお、上村の地名は現在残らないが、『京都府の地名』(平凡社、一九八一年)によれば、近世には現在の亀岡市中野、平松、井出の三地区が「上村」と呼ばれていたとされる。但し、千ヶ畑が上村の内とされているので、中世の上村方はこの三地区よりかなり広い範囲にわたっていたものであろう。

4 本免方

現在、本免という場所はないが、どのあたりであったかは京都府南丹市園部町若森の普濟寺に所蔵される宝徳元年(一四四九)十一月二日の鰯口銘に、「丹波国船井郡野口庄本免方藪田宮鰯口也」とあることから推測される。藪田神社は同町南大谷に現存する。本免方の遺称地は亀岡市東本梅町、西本梅町と考えられる(亀岡市本梅町は一八八九年の市町村制施行時にできた新

地名で、近代以前に遡る地名ではない。本梅川に沿った本梅盆地あたりに野口庄本免方があったと推定されよう。

この本免方の案主職をめぐっては、鎌倉末期に相論があった。関係史料は以下の三通であり、本免方の支配関係を知る上で大きな手がかりとなる。

a (花押)

源氏女与円慶子息等相論丹波国野口庄内本免方案主職事、訴陳之趣雖似多子細、所詮円慶息女等所備進之具書、正文加一見可申儀理之旨、源氏女就捧書状、可出対彼正文由、自去後九月比度々雖被仰之、送数月之条、難洪之至極也、然者当職内、於虎石・弥陀石女等分名田畠山野等者、依備進文書等之由緒、源氏女令進退領掌、至有限之御年貢以下恒例臨時課役者、任先例無懈怠可令勤仕者也、於良慶分者、追可有尋沙汰之旨、播磨前司殿仰所候也、仍執達如件、

嘉暦二年十二月廿八日 法眼祐栄

謹上 肥前入道殿

(傍線筆者)

b (花押)

下 丹波国野口庄内本免方

定補 案主職事

平政宗

右人、捧仁平以来数通証文所申之趣、旁協理致歎、虎石・弥陀女等分者、去嘉暦二年雖令下知、則被召返云々、可謂未及之儀、於良慶分、依盜犯科逐電云々、無人于対論、然早任証文道理、以平政宗為彼職、田畠山林等一円令相伝領掌、有限御公事以下、守先例可被忠勤之状、所仰如件、庄家宜承知敢勿違失、故以下、

元弘三年八月 日

別当前日向守藤原朝臣(花押)

c (花押)

当方案主職事、平政宗捧仁平以来証文訴申之趣、叶理致上之間、所被補任也、存其旨名田畠以下、可被沙汰居之由、被仰下候也、仍執達如件、

元弘三年八月十三日

前日向守頼治

謹上 本免方預所殿

嘉暦二年(一三二七)ごろ、源氏女と円慶子息らの間で野口庄本免方案主職をめぐる相論があった。aは、袖判の主である「播磨前司殿」(傍線部)から「肥前入道」に発せられた裁許で、源氏女の主張が認められている。ところが元弘三年(一三三三)のb・cでは裁許は逆転し、円慶の縁者と思われる平政宗が案主職に補任されている。bはそれを通達する袖判の主の政所の裁許、cはその政所の別当から本免方預所への施行状である。袖判はbとcは同じであるが、aは異なる。しかし経過は一連のものであり、下達系統は同一であると考えられよう。この三通から、袖判の主(領家)―預所という下達系統が知られる。aの宛所「肥前入道」は本免方預所であろう。

問題は袖判の主が誰かである。aの袖判の主について『花押かがみ』四(二九八六)は某としているが、「播磨前司」を手掛かりにすると、四条隆政という人物が浮かび上がる。『諸家伝』(西大路)によれば、隆政は弘安二年(一二八八)二月から正応三年(一二九〇)正月まで播磨守を勤めている。任官以後は内蔵頭、春宮亮、左京大夫との兼任、中宮亮の任官を経て、延慶元年(一三〇八)一〇月に従三位に叙される。その後は正和二年(一一三三)九月従二位、同年一〇月出家、元弘二年五月一二日薨去(六四歳)という履歴である。したがって嘉暦二年の時点では「播磨前司」だったことになる。隆政は『勘仲記』『実躬卿記』などによれば、後深草上皇・伏見上皇の院司を勤めたのち、春宮亮として胤仁親王(のちの後伏見天皇)に近侍した人物である。伏見・後伏見の近臣といえ、長講堂領荘園の知行権を与えられていたとしても不思議ではない。また元弘二年に薨じているので、その翌年の文書であるb・cの袖判と違っているのも納得がいく。aの袖判が隆政である可能性はきわめて高い。

b・cはどうかだろうか。bによって、元弘三年時点で、袖判の主は三位以上で政所を開設していたことがわかるが、隆政の子四条隆蔭は元弘元年二月二〇日に従三位に叙されている。隆蔭は後伏見・光厳の繪旨・院宣の奉者をたびたび勤めているだけでなく、その出家の際には、光厳が戒師を勤めるほど、光厳の信頼の篤かった人物である。長講堂領莊園の知行者としてふさわしいだろう。事実、既述のように南北朝初期には野口庄上村方を知行している。このような隆政、隆蔭の履歴を見れば、世代交代に伴って持明院統の当主から知行地を召し上げられるような状況は考えにくく、隆蔭はb・cの袖判の主の有力な候補となろう。

そこで隆蔭のものと推定される花押を捜すと、注目されるのは「醍醐寺文書」の次の文書である。

d (花押)

秀吉名事、停止別納儀、付惣庄可令致所務給之由、被仰下候也、仍執達如件、

文和二年五月廿日

大蔵少輔重藤

謹上 上村方預所殿

袖判の形は図2-4のとおりである。この文書を『大日本古文書 醍醐寺文書之十四』三二二では某袖判御教書としているが、同じ「大蔵少輔重



文和二年四月
醍醐寺文書
三五六一
(大日本古文書)

図2-3



元弘三年八月
猪熊信男氏
所藏文書一
(史料編纂所影写本)

図2-1



文和二年五月
醍醐寺文書
三二二二
(大日本古文書)

図2-4



観応三年六月
醍醐寺文書
三五六一
(大日本古文書)

図2-2

藤」を奉者とする文書としては康永四年五月一三日檢非違使別当宣(『大日本古文書 小早川家文書之二』六二)があり、こちらは「別当殿」の仰を奉じていることが明記されている。康永四年の檢非違使別当は四条隆蔭である。また『師守記』貞治三年(一三六四)二月二一日条の四条隆蔭出家記事には、「家僕前大蔵少輔藤重藤朝臣」も同時に出家したことが記されている。

したがってdの袖判の主は四条隆蔭と特定できるだろう。さらにこれと同型の花押が、観応三年六月の船井方預所職の補任状²⁰⁾と文和二年四月七日の上村方預所職の補任状²¹⁾の袖にも据えられている(図2-2、図2-3)。

これをbの袖判(図2-1)と比べてみよう(cの袖判も同型)。一見異なるように見えるが、図2-3と図2-4では短く止められている右横に突き出した線を左方に、右下角の線を上方に筆勢に任せて長く跳ね返せば図2-1ときわめて類似した形になる。図2-2は右横から左への跳ね返しが残っており、中間的である。形の違いは年代による花押の変化の範囲に収まるだろう。したがってb・cの袖判も四条隆蔭のものと判断していいだろう。四条家は上村方だけでなく、本免方の知行者でもあったと考えられよう。

5 船井方

船井方の所見は少ない。観応三年六月日、「長講堂領丹波国野口庄内船井方」の預所職に宮王丸が補任されているのが初見である。宮王丸は醍醐寺座主に仕える稚児であろう。ついで応永一七年一月二六日の後小松天皇繪旨で三宝院満済に「長講堂領丹波国船井方」が安堵されている。また文安六年(一四四九)四月二一日の三宝院門跡管領諸職目録²²⁾にも門跡領として「野口庄之内船井方」が見えるが、これらは預所職のことであろう。船井方の所見は以上であるが、観応年間以後は、一貫して三宝院が預所職を保持していたと考えられる。

二 二つの絵図の描く場

野口庄の内部単位(方)として史料に見えるのは以上の五つである(図3

参照)。これが『看聞日記』に見える「野口庄五方」にそのまま当てはまるかどうかは後に検討するが、高山寺に所蔵される二つの神尾山絵図は、以上のような野口庄の空間構成や歴史の中でどのように位置づけることができるだろう。二つの絵図がどの範囲を描いているのかを検討してみよう。

1 「中野古図」

「中野古図」から見ていこう。まず図の天地の方位を確定したいが、手がかりとなるのは、「神尾一切経蔵領山」の記載をもつ山の表現と「大道」である。神尾山金輪寺は、本梅川に沿って南東から北西に伸びる本梅盆地の西縁の山中にあるが、「神尾一切経蔵領山」とは、「金輪寺の一切経蔵領の山」という意味であって、金輪寺そのものではないだろう。本梅盆地の西縁には神尾山から突き出した山塊があるが(図4)、「中野古図」での描かれ方を見ると、「神尾一切経蔵領山」と記された山はこの山塊にあたるようである。

「大道」は近世の篠山街道の前身にあたる道のことであろう。但しルートは篠山街道より東寄りで、現在の国道三七二号線に近いように思われる。この道は盆地の中を通っているので、当然「神尾一切経蔵領山」より東側になるはずである。したがって、この図は天を南東、地を北西としていると判断できる。但し、図の右上部分に描かれた神尾山の図は文字記載から北を天にしていることはまちがいがなく、図中央部分の方位とは異なる。右上部分の図は明らかに描線が中心部とは異なっており、後世に加えられたものである³⁴⁾。

以上は奥田論文の推定とほぼ同じである。次に図の描く範囲を絞り込んでいきたい。奥田論文では描かれた範囲の北端(図の下辺)を現在の赤熊集落あたりに推定しているが、図の下辺部には本梅盆地に突き出した山塊がかかっている。この推定は広すぎるだろう。手がかりとなるのは、下辺近くに描かれた「上村本免塚」である。この塚は現在のどこにあたるだろうか。上述のように、上村は千ヶ畑を、本免方は南大谷の藪田神社を含んでいるので、本免方の方が北になるはずである。右述のようにこの図は南東を天としているので、図に描かれた「塚」より北側、すなわち地の側が本免方、南



図3 野口庄推定図 A「長谷古図」 B「中野古図」

側、天の側が上村方ということになる。さらに絵図によれば、この境界線の西端は本梅盆地に突き出した山塊に突き当たっている。これに着目して境界線の痕跡を現在の地図上に求めれば、注目されるのは亀岡市宮前町宮川と東本梅町中野の間の境界線である。ここは桑田郡と船井郡の境界でもある(図4)。この境界線は本梅川を直交するように本梅盆地を横断しており、「中野古図」に描かれた「上村本免堺」とよく似ている。この境界のやや北寄りが「中野古図」の描く範囲の北辺にあたるのであろう。

では南はどこまで描いているだろうか。絵図には「中野四至榜示在注文」と記されている。この注文は現存しないが、この記載によれば「中野」の四至には榜示があったことになる。この榜示の痕跡を現在の地図上に求めれば、本梅盆地が宮前町宮川と本梅町中野に分かたれる境界の両側に「榜示ヶ谷」という小字が現存している(図3)の注目される。このあたりに高山寺領中野の榜示が打たれていたのではあるまいか。「中野古図」の上辺に記された「光安」という地名の遺称地は見つからないが、榜示ヶ谷のやや東あたりに「中野」と「光安」の堺があったのであろう。したがって「中野古図」で高山寺領とされているのは、現在の宮川地区のうちの盆地の南西側半分にあたる考えられる。

先述のように、上村方内には別納地がいくつか存在していた。高山寺領が上村方の中にあつたことを記した文献史料は見つからないが、「中野古図」に描かれた場所も、上村方内にあつた別納地の一つだったのであろう。

2 「長谷古図」

次に「長谷古図」を検討しよう。建造物が描かれず場所を特定する手がかりは少ないが、「長谷」の地名は南丹市園部町宍人の南部の狭い谷の中に、小字「口長谷」「奥長谷」として残っている。また「自殖生道」の記載の中の「殖生」は現在も園部町内の大字として残り、篠山街道沿いに集落がある。「長谷古図」はこの谷付近を描いたものであろう。このあたりが高山寺領となったことに関連すると思われる史料は存在している。『高山寺縁起』

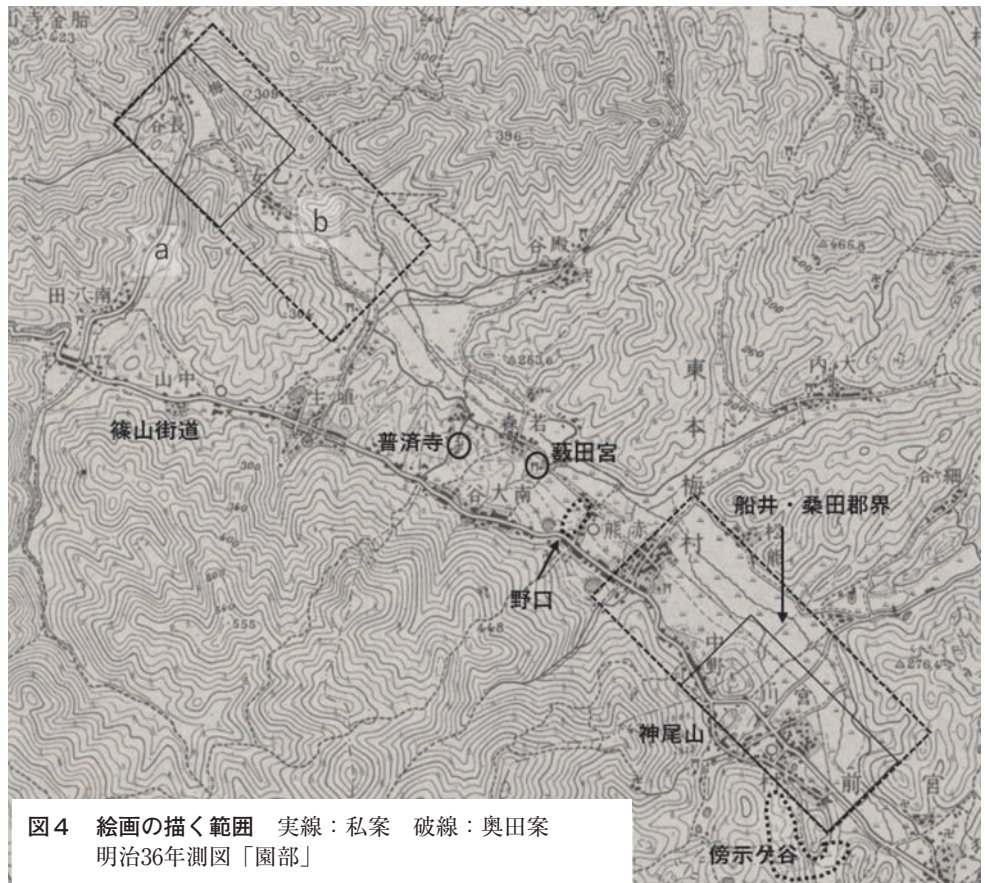


図4 絵画の描く範囲 実線：私案 破線：奥田案
明治36年測図「園部」

によれば、寛喜四年(一二三二)正月上旬、明恵の病氣危急にあたり、宣陽門院は「野口庄殖生村水田六町」を高山寺に寄進して、その仏聖燈油人供料に充てたという。これが野口庄本免方の別納地となり、「長谷古図」に描かれた地である可能性は高い。

絵図の範囲と方位であるが、「自殖生道」を地図上に比定すれば、図4のaとbが候補になる。解説編ではbで考え、図の天を北西、地を南東とした

が、奥田論文ではaを「自殖生道」と考え、天を南東、地を北西としている。どちらであるかの判断は難しいが、田の描かれた谷が天の方向に続いていくように描かれている点を重視すれば、方位については奥田案の方が妥当であるかもしれない。但し奥田論文では、図の天を八乙女集落のさらに南に推定しているが、これでは描かれた範囲は「水田六町」よりはるかに広くなってしまう。絵図の描く範囲全体と「自殖生道」の位置関係もバランスが悪い。天は八乙女集落よりも北で、描かれた範囲は、現在の園部町六人・殖生・奥八田の境界部分と考えるのが妥当だろう。この場所は南北七百メートル、東西百メートル程度の屈曲した狭い谷で、六町程度の水田がちょうど収まりそうである。ここが「長谷古図」に描かれた範囲なのであろう。

おわりに―二つの絵図と野口庄―

以上の検討を踏まえ、二つの絵図から野口庄の空間構成や歴史について、どのような情報を引き出すことができるかを考えてみよう。

注目されるのは、上村方と本免方の境界が桑田郡と船井郡の境界でもあるという点である。上述のように野口庄内の方としては小河・佐伯・上村・本免・船井の五つが史料上に見えるが、このうち本免方は、絵図に描かれた境界から、北は少なくとも藪田神社や普濟寺あたりまでは包含していると考えられる。そうすると本梅盆地のうち船井郡に属する部分はほとんど本免方となる。船井方はその名称からして当然船井郡に含まれるはずだが、本梅盆地中に本免方と別に船井方の空間を想定するときわめて狭小な空間になる。野口庄のうち唯一船井郡に属する本免方のことを船井方とも呼んだ、と考えた方がわかりやすいのではないだろうか。「船井方」という表現は「醍醐寺文書」にのみ見えるので、本免方のことを醍醐寺では「船井方」と呼んでいたのであろう。

ただ、そうすると「野口五方」のもう一つの方はどこかという問題が発生する。現状では、これを解くための手がかりは不十分であるが、「長寛二年解」には近隣の所領との係争地として小川郷・佐伯郷とならんで「模作郷」

が見えることに注目しておきたい。「模作」の遺称地は不明だが、大堰川沿いの平野部であると推測できる。この郷が野口五方の残る一つである可能性があるだろう。

次に野口庄の成立過程を推測してみたい。野口庄の大半は桑田郡に属するが、「野口」という地名が現存するのは船井郡内である。現在の南丹市園部町南大谷に野口の小字があり、古代の山陰道に設けられた野口駅の故地と推定されている。撰闕家領野口牧の開発はこの辺りから始まったと考えるのが妥当であろう。「本免」という呼称も、野口牧(庄)の発祥の地であったことを示しているように思われる。やがて牧の住人たちの活動は桑田郡に属する本梅川上流部に拡大し、さらに一二世紀初めには、山稜を越えて大堰川沿いの盆地にも広がって、すでに耕地開発の進んでいた小河郷や佐伯郷にも及んでいったのではないだろうか。その過程で周辺の国衙領との間で紛争が生じたであろうことは「長寛二年解」からもうかがえる。それにもかかわらず野口牧の領域が拡大していった背景には撰闕家の権威があったのであろう。

一二世紀末になると、拡大した領域も含めて後白河上皇に寄進されて長講堂領荘園としての野口庄が成立し、大堰川沿いの領域は国衙領であったころの呼称を継承して「小河方」などと呼ばれるようになったのであろう。また本梅川上流の領域は、絵図の作成された正嘉二年までには「本免方」から独立して「上村方」と呼ばれるようになり、元は別の荘園だった佐伯庄も、南北朝ごろまでには一部が野口庄に併呑されて「佐伯方」と呼ばれるようになったものと考えられる。持明院統の当主が管領する野口庄内には、近臣や寺社に与えられた別納地がいくつも存在していたが、二つの絵図に描かれた金輪寺一切経蔵領もその一つだったのである。

野口五方のうち上村方だけが禁裏料所として戦国末期まで年貢を禁裏に進納し続けていた理由はよくわからないが、小河方は四条家もしくは庭田家、佐伯方は醍醐寺無量寿院を領家としていたことが応仁の乱後まで確認できる。本免方(船井方)も南北朝期以後は預所の醍醐寺三宝院の所領としての性格が強い。それに対し、上村方では春屋以後の領家は確認できない。戦国

期の史料にも領家に相当する者が登場せず、禁裏が直接代官を任じて年貢を得ていたようである。これが上村方が禁裏料所として継続したことと関係あるのだろう。

最後に正嘉二年の二つの絵図に裏書している人物について検討しておく。裏書には家主・下司・預所が署判している。これがどういう立場の人物であるか考えるうえで参考になるのは、本免方に関する検討で取り上げた元弘三年の二通の文書 b・c である。b は本免方家主職の補任を家主本人に、c は預所に伝えたものであるが、ここに家主と預所が見えるのは、絵図の裏書と共通している。一方、正嘉二年の二つの絵図のうち、「長谷古図」は本免方の地、「中野古図」は上村方に属する地を描いている。描いている方が異なるにもかかわらず、署判者は同じということになるが、上村方は本免方から独立した方と考えられるので、当初は、両方の知行者は同一だったであろう。二つの絵図に裏書しているのは、本免方と上村方を管轄する荘官たちと考えられよう。

残る問題は、この荘官たちの上位にいるはずの知行者は誰かという点であるが、b・c の袖判が四条隆蔭のものであること、隆蔭は本免方と上村方を知行していたこと、前掲文書 a の袖判は四条隆政であることから推せば、四条隆政の父四条隆行（後嵯峨院司）が有力な候補となろう。但し現段階では確証を得られず、後考をまちたい。また、ここまで知行者と呼んできた者については、史料上、佐伯方では「領家」、上村方では「給主」という表現がなされている。研究概念として広く使用されている「領家」と呼ぶこととして、本稿で述べた各方の権利関係を整理した別表を末尾に提示しておきたい。

注

- (1) 奥田勲「神尾についての二、三の問題」〔築島裕博士還暦記念『国語学論集』、明治書院、一九八六年〕。『高山寺善本図録』（東京大学出版会、一九八八年）に奥田氏による短い図版解説がある。
- (2) 亀岡市、一九九五年。
- (3) 納富常天『印度学仏教学研究』三三一—（一九八三年）。納富『金沢文庫資料の

研究』稀観資料篇（法蔵館、一九九五年）に年表を増補して再録。

- (4) 『大日本史料第三編之二十六』所収。
- (5) 陽明文庫所蔵『兵範記』仁安二年夏巻紙背（『平安遺文』三三二—四）。
- (6) 「長寛二年解」には小川郷に属する地として「墓廻里」（つかまわり tukamawari）が見える。大堰川東岸の亀岡市馬路町高廻（たかまわり）がこの遺称地ではあるまいか。大堰川東岸の平野中央には古川と呼ばれる小流があり、これが小河郷の東限だった可能性がある。
- (7) 京都大学総合博物館所蔵「島田文書」。この目録は、従来建久二年（二一九）年のものとされてきたが、建長二年に作成されたものであることについては、河合佐知子・遠藤基郎「建長二年十月宣陽門院楞六条殿分公事注進状の成立」〔『鎌倉遺文研究』四五（二〇二〇年）参照〕。
- (8) 『八坂神社記録』社家記録応安四年七月三日条、八月二九日条。なお永仁四年一月一日上総法印田地讓状案（八坂神社文書、鎌倉遺文一九一八〇）、文保三年三月一日上総法印女房讓状（八坂神社文書）によれば、小河方の中には祇園田六反が存在していた。
- (9) 『看聞日記』永享五年二月二日条。
- (10) 応仁二年二月二日午後花園法皇院宣案（国立歴史民俗博物館所蔵田中穰氏旧蔵典籍古文書二四八 案文書類巻）。
- (11) 『実隆公記』文明七年三月八日条ほか。
- (12) 『図書寮叢刊 壬生家文書一』八〇 応永一八年五月二日大報恩寺領目録案。
- (13) 『看聞日記』応永二年二月六日条。
- (14) 『看聞日記』応永三〇年二月二九日条。
- (15) 『蔭涼軒日録』文明一七年四月七日条によれば、伏見の行蔵庵は佐伯方の安友名に対する権利を主張している。
- (16) 高橋一樹「院御願寺領の形成と展開―中世前期の最勝光院領を素材に―」〔『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇八、二〇〇三年〕。
- (17) 『醍醐寺文書』一函、『大日本古文書 醍醐寺文書之一』一七。
- (18) 文永一〇年八月一二日聖宴書状案（東寺百合文書目録一七七）、文永一一年一月一日法印教阿書状（東寺百合文書メ函三一六）、文永一一年正月二九日龜山上皇院宣（東寺文書教三）。
- (19) 康永四年四月一七日東寺申状案（東寺百合文書な函一〇三）。
- (20) 応永五年一月一日東寺申状案（教王護国寺文書七五九）。
- (21) 応永七年三月二日斎藤玄輔書状（東寺百合文書モ函三六）。
- (22) 文和二年四月七日某袖判下文（醍醐寺文書二三函一九、『大日本古文書 醍醐寺

表 野口庄の内部構成

方	職	鎌倉	南北朝・室町	戦国
本免方(船井方)	領家	四条隆政 四条隆蔭		
	預所	沙弥 肥前入道	醍醐寺宮王丸 醍醐寺三宝院	
	下司	沙弥		
	案主	中原 円慶 平政宗		
	長谷	高山寺		
上村方	領家		四条隆蔭 橘知任 四条顯保 春屋妙菴	
	預所	醍醐寺幸福丸		
	代官			香西・ ゑん首座・ 阿野季綱
	土野谷・ 草野・		田向家 相国寺梅監主 田向家	
	神前村		勸修寺家	
	中野	高山寺		
小河方	領家		庭田重有 四条隆夏 四条隆繼 庭田長賢	
	下司		大慈光院	
	三名		四条隆夏	
	武里名・ 行元・		鹿王院	
佐伯方	領家	醍醐寺松橋		醍醐寺松橋
	下司		長照院 三時知恩寺	
	武元名・ 安友・		大慈光院	
佐伯庄	地頭		足利尊氏 篠村八幡宮 醍醐寺	

文書之十五」(三五六一)。この袖判は四条隆蔭と考えられる。本稿一の4参照。
 (23) 『御湯殿の上の日記』元龜四年正月一六日条に「御すみ五十かまいる」とあるのが終見である。
 (24) 梅監司は罪科によって所領を没収され、足利義教の裁可によって、両村は田向家に返還されることになり、永享八年三月五日後花園天皇消息(猪熊信男氏所蔵文書)で勅許されている。
 (25) 観応二年正月一四日勸修寺経顯処分状案(京都大学文学部博物館所蔵御遺言条々)
 (26) 「三時知恩寺文書」大永二年八月一一日後柏原天皇女房奉書に三時知恩寺領として「上むらのうち千かはた」が見える。
 (27) 史料編纂所影写本猪熊信男氏所蔵文書一。
 (28) 正和元年一二月三日某栗林寄進状写(「延福寺文書」)は野口庄内牧村の栗林を延福寺に寄進したもので、袖判が模写されている。時期的には四条隆蔭の可能性もあるが、aの袖判とは形状が異なる。
 (29) 某袖判下文(醍醐寺文書二三函二〇、『大日本古文書 醍醐寺文書之十五』三五六一)。

(30) 注22に同じ。
 (31) 注29に同じ。
 (32) 「醍醐寺文書」二三函(『大日本古文書 醍醐寺文書之十五』三五六三)。
 (33) 「醍醐寺文書」一函(『大日本古文書 醍醐寺文書之一』一一三三)。三宝院門跡管領諸職目録には篠村八幡宮領として「佐伯地頭方」も見える。
 (34) 後補された「神尾山ノ図」の北は「ヲトハ川」、南は「宮川」となっているが、音羽川、宮川とも現在も存在する。なお、ここで描かれた山は、神尾山(金輪寺)そのものであり、「中野古図」の描く「神尾一切経蔵領山」とは異なるだろう。
 (35) 『新修亀岡市史 本文編一』(一九九五年)付図「亀岡市大字小字図2」参照。
 (36) 『高山寺資料叢書』一・明恵上人資料一(東京大学出版会、一九七一年)。
 (37) 小河方・佐伯方は高橋一樹が『中世荘園制と鎌倉幕府』(塙書房、二〇〇四年)第一部「中世荘園の立荘とその特質」で指摘する「加納」にあたるだろう。
 (38) 本文で触れた以外にも、どの方に属するかは不明だが「野口庄内重富」が勸修寺家の別納地だったと考えられる(延文五年七月二九日勸修寺経顯処分状案(京都大学文学部博物館所蔵御遺言条々))。

史料紹介と研究

慶應義塾
図書館蔵 橋本経亮旧蔵「山城国上野荘差図(案)」
「山城国上野荘坪付図」について

土山 祐之

はじめに

先般、慶應義塾大学三田メディアセンターから『橋本経亮旧蔵 香果遺珍目録』が刊行された¹⁾。橋本経亮とは京都梅宮神社の祠官かつ和学者として一八世紀末から一九世紀初頭にかけて活躍した人物で、彼が蒐集した約千点にも及ぶコレクションを「香果遺珍」と総称する。「香果遺珍」は件数の豊富さに加え内容も多岐にわたることから長らく未整理であったが、二〇〇九年度より目録作成作業が開始され、本目録はその作業の成果報告となっている。

さて、本目録には新出・未紹介史料である三枚の差図が「山城国上野庄差図(三枚)」(雑九四九)として収められている。橋本経亮や彼の蒐集活動、ならびに「香果遺珍」については一戸渉氏の詳細な検討があるためそちらを参照いただくこと²⁾にして、本稿では「山城国上野庄差図(三枚)」について紹介ならびに検討を加えていきたい。この三枚の差図はそれぞれ「山城国上野荘差図(案)」・「山城国上野荘坪付図」・「山城国桂川用水差図」と名付けられるものであるが(以下、それぞれ本差図・本坪付図・用水差図と表記する)、紙幅の関係上、本稿では本差図・本坪付図を紹介・検討したい。なお、用水差図については次号以降にて扱う予定である。

一 「山城国上野荘差図(案)」について

1 文書の体裁

本差図(図1)は一紙からなっており、法量は三一・八×四九・三cmである。表面右上には経亮没後に「香果遺珍」を引き継いだ丹後国久美浜の豪商

稲葉家の所蔵印である「蒼龍館置」が捺されている。端裏書や裏書などはない。差図の作成年代を直接示す記述はない。文書全体に渡って虫損などもなく、横二つ折り、縦四つ折りにされた跡が残る。料紙の質は経亮が東寺百合文書を写す際に用いたものとは異なっており、不純物などがやや混ざる中世の楮紙系統のものに似ている³⁾。文書全体にわたって描かれている坪界は、ほぼ均等な大きさで区切られ、線のぶれも少ない。墨壺などの道具を用いて引いたものと思われる。

本差図は本坪付図・用水差図と共に袋(二八・三×一三・八cm)に収められた状態で伝わっている(図2)。袋には「東寺所伝/梅津/上野/旧図三」「香果蔵」、朱筆で「雑四号」と記されている。「東寺所伝」の筆跡は経亮自筆のもので、「雑四号」は後筆である。「香果遺珍」は稲葉家で整理・分類されているため、「雑四号」という記載はその際記されたものと思われる。袋にも「蒼龍館置」が捺され、それ以外に複数の丸印もある。本袋の紙背が借用状であることから、丸印はそれと関係している可能性が高い。

2 文書の内容

まずは本差図の中の地名・注記の翻刻を示したい(図1右上より適宜番号を振った)。

1	榎原里	11	御所跡
2	足長里	12	釣殿并池跡馬場
3	建保以後川	13	尾花里
4	建長以後当時川	14	同
5	郡里	15	同有作
6	押領	16	同
7	有荒野	17	建保以前往古河
8	押領作	18	同
9	同	19	梅津上野旧境
10	同	20	同

- 21 同 24 同
 22 押領 25 同河
 23 河 26 梅津下庄名堤村、又号郡

本差図には文書全体にわたって坪付が描かれ、各一坪に「榎原里」「郡里」「足長里」「尾花里」と記されており、上野荘（上桂荘）の荘域にあたる桂川右岸の榎原里・郡里・足長里（一部）・尾花里（一部）の範囲を対象にしたものである。現在の地図上におおまかに反映させれば、**図3**のようになる。**図3**ならびに後掲する**図5**については、QGISを用いて作成した。作成にあたっては、本差図の条里界線が金田章裕氏の示した条里プラン（金田後掲註一四・一六論文）に重なるように位置情報を与え、差図を加工している。坪付内には複数の河道が描かれ（**図3**①②④）、それらの時期変遷についての注記や「押領」の記述もある。このことから、本差図作成の主眼目は桂川の河道変化とそれに伴う押領を**図示**することにあつたと考えられる。

さて、本差図からは建保年間（一一二一―一一二九）と建長年間（一一二四―一一二六）に桂川の河道が大きく変わったことが読み取れる。建保年間以前は「建保以前往古河」とあるように河道④が桂川の主流路で、上野荘と梅津荘との境界であつた。ところが、建保年間に河道は④から①へと変化し、さらに建長年間には②へと移っていったことが本差図の記述から判明する。それでは③の線はどのように理解すればよいだろうか。一見すると③を河道と捉えることもできそうであるが、①②④の線にはそれぞれ河道であることが明記されていることを踏まえると、その記述のない③を積極的に河道とは位置づけがたい。

そこで注目したいのが押領の範囲である。「押領」と押領を示すと考えられる「同」の記述がある坪（これらの坪をまとめて「押領坪」とする）はいずれも③よりも東側に、河道④の西側に位置している。そもそも、上野荘の東限は「桂河東堤樹東」であり、桂川に沿って築かれていた左岸側の堤までが荘域であつた。⁵³ そのため、上野荘としては④から①へと河道が移ることは荘域が狭くなることを意味することになり、当然都合の良いことではない。一方で、陸続きの土地が拡がった梅津荘は、「押領坪」へと耕地を拡大する。梅津荘の耕地拡

大（押領）は③の西側には及んでいないため、③が限界域であつたのだろう。

では、なぜ梅津荘による押領の限界域が③のラインであつたのだろうか。上野荘では康永四年（一三四五）に検注が実施され、検注取帳が残されている。この検注取帳には「河原田」「河原島」の所在地が記載されている。この検注取帳から上野荘における河原田の所在地を比定した伊藤俊一氏によれば、河原田は郡里一・二・三・一〇・一一・一二・一四・一五・二二・二三坪、尾花里三・九・一〇・一一坪に展開しており、この範囲はまさしく③と河道④の間の坪にあたる。そうした「河原田」に限定して梅津荘が進出したということは、梅津荘は本来耕地であつた土地を押領したのではなく、河道④が移動したことで出現した河道跡地および河原を耕地化したことを示している。このことから、③の線は④が河道であつたときの河原の範囲を示したものと考えられる。このような梅津荘の行為は、上野荘にとっては河道移動前の荘域内に進出されていることになるため、それを「押領」と称して非難したのである。本差図は梅津荘が河道跡地および河原を開発し耕地化していることを上野荘が「押領」として問題視し、それを**図示**するために上野荘側が作成したものと位置づけられる。

梅津荘による上野荘への押領行為は、上野荘の「四段百冊歩」が梅津荘に「うちとられ」ている記述のある寛喜元年（一二二九）の検注目録や、「梅津庄押領地六町余」という記述がある寛元三年（一二四五）の検注目録などによつてすでに知られているが、⁵⁴ 本差図から梅津荘の押領行為の背景には河道変遷があつたことが指摘できる。

梅津荘による押領は正和四年（一一三五）にも問題となつた。このとき上野荘の預所であつた道我は梅津荘による押領行為を後宇多院に訴え、院宣が下された。それが次の史料である。⁵⁵

山城国上野庄田地行覚法師濫妨事、奏聞候之處、可進梅津庄文書之由、度々雖被仰、于今不進之上、且就寛喜・寛元文書、且任去年 院宣、停其妨、可被全所務者、依御気色執達如件、

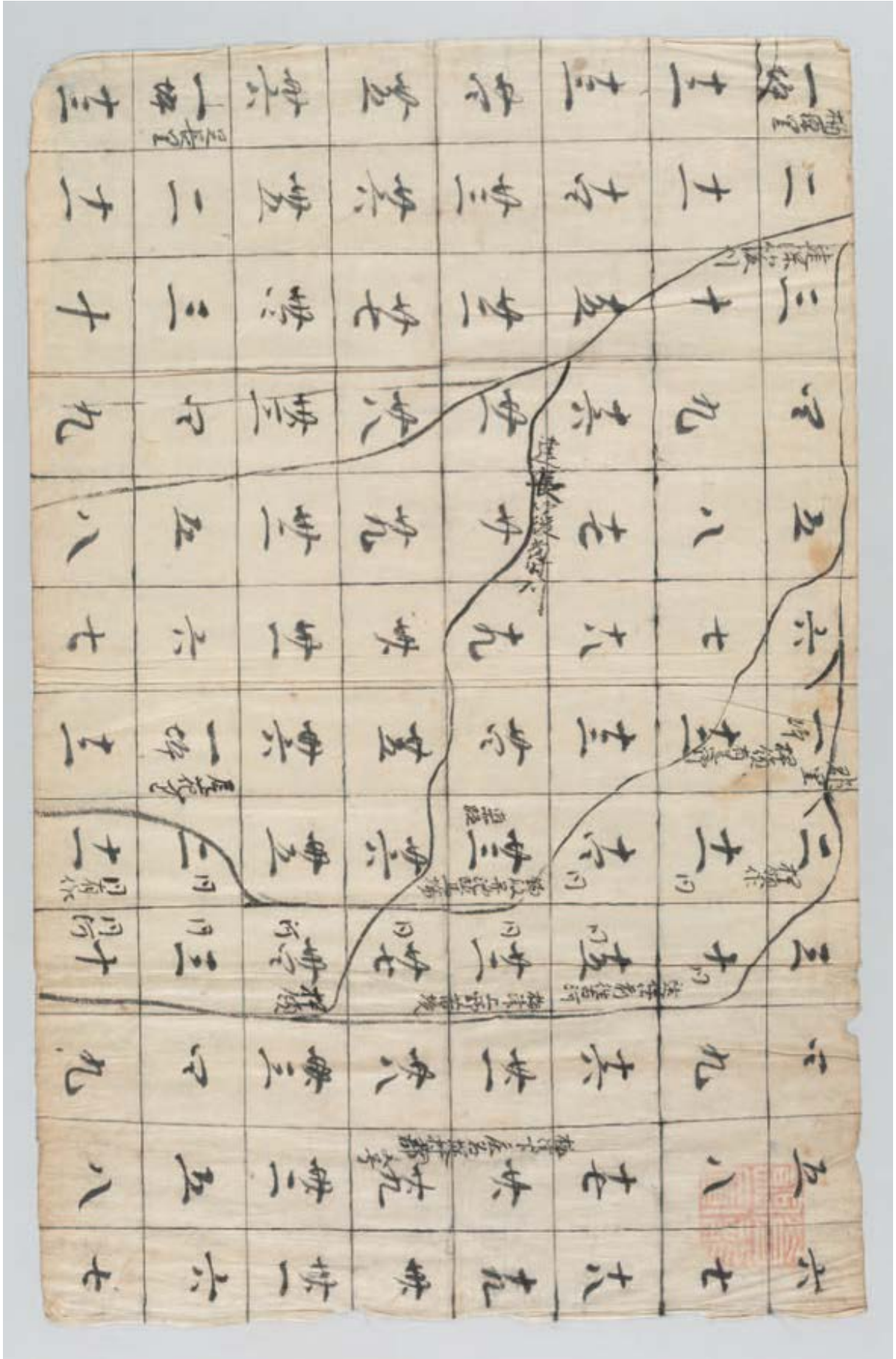


图1 山城国上野莊差图(案) 慶應義塾図書館所蔵・提供



図3 「山城国上野庄差図(案)」現地比定図 国土地理院標準地図をもとに作成、差図には地理情報を与えて加工した。



図2 「山城国上野庄差図」収納袋 (上:表 下:裏) 慶應義塾図書館所蔵・提供



図4 山城国上桂庄指図 (東寺百合文書) 又函三五二 東寺百合文書WEBより引用

〔異字〕
「正和四」

十一月廿四日 宣房

謹上 大納言法印御房

本文書では梅津荘による濫妨の停止が命じられているが、その判断基準の一つに寛喜・寛元の検注帳が用いられている。この院宣を最後に梅津荘による上野荘への押領行為は史料上に見えなくなり、道我は相論が一段落したためか、自らが所持していた文書を東寺の寺庫に納める。それが次に掲げる史料である。^⑩

〔編集者〕
「大納言法印送目六」

一、山城国拝師庄文書

一卷 院宣等

一卷 道願請文等

一結 代々検注張案 嘉禄 長承
建久 正応

一結 雑文書等

一、同国上野庄文書

二通 院宣 当庄与梅津庄相論事

二通 代々取張目六正文 寛喜

一通 当庄指図

(中略)

右文書等、悉所納寺庫之状如件、

文保元年四月 日

道我がこのとき寺庫に納めた上野荘関係文書は、「当庄与梅津庄相論事」という記述や、寛喜・寛元の検注帳が同時に納められていることから、梅津荘との相論関係文書であったと考えられる。このとき「当庄指図」も納められており、『日本莊園絵図聚影 积文編二 中世一』では「山城国上桂荘指図」(以下「上桂荘指図」とする)に比定する^⑪(図4)。しかし、「上桂荘指

表1 正和五年実検取帳記載「河」所在地

里名	坪	面積
檜原里	18	200歩
檜原里	19	90歩
檜原里	20	90歩
檜原里	21	2反270歩
檜原里	27	2反30歩
檜原里	29	1反
檜原里	32	330歩
郡里	10	1反
郡里	15	1反120歩
郡里	23	5反184歩
郡里	24	2反270歩
郡里	26	1反180歩
足長里	7	1反33歩
大豆里	7	1反120歩

図」には梅津荘による押領行為の記載がなく、本差図には梅津荘による押領が図示されているということを踏まえれば、「当庄指図」とは「上桂荘指図」ではなく本差図のことを指していると考えるのが適当であろう。

ただし、本差図は正和の相論の際に作成されたものではないと思われる。上野荘では正和五年(一一三六)に検注が実施され、実検取帳には「河」が記載されている(表1)。それによれば、本差図に河道が描かれている檜原里一〇・一五坪には「河」記載がなく、一方で本差図に河道が描かれていない檜原里二七坪には二反三〇歩、二九坪には一反の「河」が記載されている。このことから、正和五年段階の桂川は上野荘西側の荘域外を流れ、檜原里二七坪から東進し、同二一坪・同二九坪あたりを蛇行しながら上野荘内を横断する形で流れていたものと推測される。これは本差図に描かれている河道^⑫とは異なった流路であることから、本差図を正和の相論の際に描かれたものとして考えることは難しい。おそらく建長年間から正和年間以前のいずれかの時期に作成されたものであったと考えられる。

また、本差図が「当庄指図」そのもの、つまりは正文であったかどうかについても慎重にならざるをえない。その理由の一つ目は、「当時川」として描かれた河道^⑬の年号が訂正されているという点である。相論の最中に描かれた差図であれば、いつ河道が変更したかを示す情報は重要なものであり、「建長」を「建保」と書き間違えるというのは考えにくい。二つ目は「同」や「河」の記載である。「同」は河道^⑭の右岸に沿う形で記載されており、

先述したように「押領」を意味していると考えられる。そのため、郡里三四坪のみに記されている「河」も本来は「同」であり、それを誤記したため同坪に「押領」と書き加えたという可能性もある。これらの理由から、本差図を正文と位置づけるためには更なる検討が必要であり、現状では中世のいずれかの段階で写した案文と位置づけておきたい。

3 桂川の河道変遷

本差図の最も特徴的な点は、桂川の河道変遷時期がわかるという点である。中世における桂川の河道変遷については、金田章裕氏・田村憲美氏・伊藤俊一氏による研究がある¹⁴⁾。金田氏は桂川の河道のあり方がわかる複数の史料に加え、「上桂荘指図」を通説どおり正和五年のものとした上で、九世紀後半に上桂集落のすぐ東を南下していた河道が、正和五年以前には上桂集落と上野集落の間を東進し徳大寺集落の東側を南下する河道へと変化していたことを指摘した。さらに一四世紀末から一五世紀はじめにかけて、桂川の河道は現河道とほぼ同じ位置へと移ったことを明らかにしている。こうした金田氏の見解を踏襲し、さらに細かく桂川流路の変遷時期について検討を加えたのが田村憲美氏である。田村氏は上野荘関係史料として残されている検注帳類の検討から、一四世紀後半には桂川の河道は現河道付近に到達したという見解を導き出した。さらに両者の研究を踏まえ、伊藤氏は河道変遷と河原田の発生、上野荘における水害の様相とその復旧について論じている。

すでに金田氏が指摘しているように、桂川は頻繁に河道を変化させていたため、空中写真に見える旧河道も乱流した跡を示している。そうしたことから、金田氏は前述した河道変遷の理解を導き出しているが、本差図はその理解をさらに深めるものである。本差図河道④の注記に「建保以前往古河」とあるように、河道④は「往古」よりの河道であったと認識されていた。そのため、上桂集落の東を南下し下桂集落方面へと向かう九世紀の河道は、比較的早い段階で「往古河」と認識される河道④へと流路を移したものと考えられる。その後、桂川は建保年間を契機として大きく西に移動し、建長年間に

は上野荘内を横断する形へと河道を変化させていく。本差図は金田氏が指摘した桂川の度重なる河道変化の具体相を示したものと見えよう。

さて、桂川の河道変遷について、三者の見解には「上桂荘指図」が正和五年のものという前提があるが、本差図はその前提に再検討を促すものになる。図6は本差図の上に「上桂荘指図」に描かれている河道と正和五年実検取帳の「河」記載を比べ、当時の河道は檜原里二七・二一・二九坪を経過した後、檜原里三〇坪・郡里二四・二三坪を東進し、その後郡里二六坪へと南進する。こうした流路は「上桂荘指図」に描かれている河道とは異なっている。特に顕著なのが郡里二三・二四坪である。両坪はそれぞれ河道面積が五反一八四歩・二反二七〇歩であり、桂川の主流路であったと考えられるが、「上桂荘指図」ではほとんど河道がかかっていない。このことは、「上桂荘指図」が正和五年のものではないということを示しているよう。郡里二四・二三・二六坪と続く河道は、本差図河道②の流路と似通っており、河道②の一部は正和五年段階でも桂川の流路であったと考えられる。

それでは、「上桂荘指図」はいつ作成されたものだろうか。この点を明らかにすることは本稿の検討範囲を越えてしまうため詳述は避けるが、上野荘の検注帳類を見る限り康永年間（一三四二〜四五）あたりのものと思われる¹⁵⁾。康永四年坪付注文には檜原里二六・二七・二九・三二坪、郡里二五・二六坪が河成として記載されており、これらの坪は「上桂荘指図」の河道記載坪に当たっている。なかでも、正和五年実検取帳で「河」記載のない郡里二五坪に二反一七〇歩の河成が記載され、同二六坪の河成も三反一二〇歩と正和五年実検取帳よりも河成面積が増加していることは注目すべき点である。両坪の河成面積は他坪に比較しても広く、主河道となっていた可能性が高い。加えて、暦応三年（一三四〇）以来上野荘と梅津荘とは「前河原以下田地」をめぐって相論となっており、「上桂荘指図」の「河原」記載との関連が想起される。こうした理由から「上桂荘指図」は康永年間に作成されたと思われる。その場合、一四世紀半ばまでは現状と異なる場所に河道があ

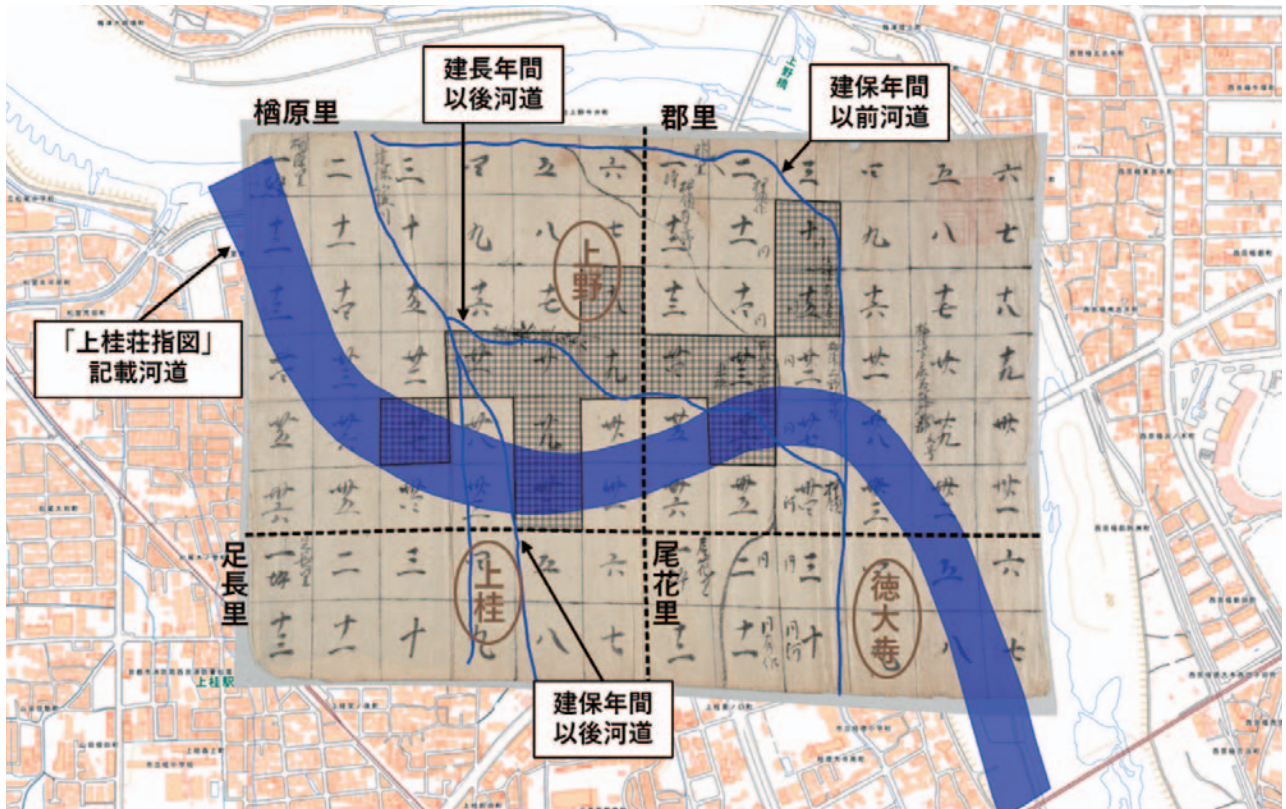


図5 桂川河道変遷試案図 国土地理院標準地図をもとに作成、差図には地理情報を与えて加工した。
(網掛部は正和五年検注帳記載「河」所在地)

ったことになり、一四世紀後半あるいは一五世紀前半までのいずれかの時期に、現河道へと流路を変化させる大規模な洪水が発生したと考えられよう。いずれにせよ、本差図の登場によって桂川の河道変遷については再検討する必要があるだろう。

二 「山城国上野荘坪付図」について

1 文書の体裁

本坪付図(図7)は三紙からなっており、法量は短辺四二・三×長辺八二・二cmである。表面右上には朱印で「蒼龍館置」が捺されている。端裏書や裏書などはなく、差図の作成年代を直接示す記述はない。現状の折り目は縦に四つ折り、横に二つ折りし、それを三つ折りにした状態となっている。三紙ともに文書全体にわたって均等な幅での角筆が認められる。この角筆は坪付が記されていないところにも確認でき、一紙に六つの里が描けるようになっていいる。料紙の質は中世の楮紙系統のものと似ており、紙継目には裏に補強紙が貼られている。里全体にわたって坪数が記されているのは橋原里・郡里・足長里・尾花里で、郡里の坪中には誤記した数字の上に正しい数字を重ね書きしている箇所もある。坪数以外の記述は朱書きであり、足長里七坪の「在家」のみが唯一墨で記されている。また、二紙目と三紙目にわたって記されている「大豆里」の「豆」は、紙継目下にも朱字で「豆」と記されており、現状の貼り継ぎとは異なった順序で貼り継がれていた可能性もある。

2 文書の内容

本坪付図の朱筆で囲まれている部分および「曾祢里」七坪、「村合里」六・八・二二・二三坪、「荒木里」一四坪、「大豆里」七・八坪が上野荘の荘域にあたる。朱筆で囲む表現やその範囲における朱筆の記述内容などは「上桂荘指図」と一致している。ただし、「上桂荘指図」とは筆跡は異なり、また本坪付図には「上桂荘指図」に描かれている河道や「河原」記述などもないため、「上桂荘指図」の写しではない。おそらくは、上野荘の範囲を記すため

に「上桂荘指図」を参考に描かれたものと考えられる。

本坪付図の重要な点は、曾祢里・村合里・荒木里・大豆里・桑原里の所在地が記されていることである。上野荘の所在地は検注帳類に記載されている里名と「上桂荘指図」によって、榎原里・郡里・足長里・尾花里については判明していたが、曾祢里以下の所在地はこれまで明らかにされていなかった。その点、本坪付図によって上野荘荘域の全体像が把握できる事の意義は大きい。ただし、本坪付図に記されている曾祢里以下の所在地をそのまま現地比定すると、これまでの条里プラン研究で明らかにされてきた葛野郡・乙訓郡の里の現地比定と齟齬をきたす。例えば、本坪付図では尾花里の南に村合里、荒木里と続いているが、葛野郡・乙訓郡の条里プランを復原した金田氏は尾花里の南は荒木西里、その南はシマタカ里に比定している⁽¹⁶⁾。加えて、曾祢里や大豆里との関連が推測できる「曾祢西里」や「大豆田里」は、榎原里の北東に位置する条里に比定している。また、桑原里については青山宏夫氏がこれも榎原里の北東に位置する条里に比定するなど、本坪付図に記載されている里の所在地とは異なった見解が導き出されている⁽¹⁷⁾。もちろん、一つの里が複数の名称を有していることもあるため、同じ里を別の名称で呼んでいる可能性もある。先行研究で導き出された結論と整合的に理解するためにも、今後も検討が必要となってくる。なお、本坪付図の作成年次については不明とせざるをえない。

おわりに

以上、多分に推測を重ねた記述ではあるが、桂川の河道変遷ならびに上野荘に属する里の所在地を示す二点の史料を紹介した。いずれの史料も今後の上野荘研究にとって重要なものとなつてこよう。

さて、稿を閉じるにあたり、最後にもう一点のみ指摘したい。第一節では道我が寺庫に納めた文書の中に「当庄指図」があり、それが今回紹介した本差図の正文にあたることを指摘した。道我は康永二年に死去するが、その後道我が寺庫に納めた文書の目録が再度作成されている⁽¹⁸⁾。それによれば、文保

元年に「当庄指図」と同時に納められた院宣二通と寛喜・寛元取帳目録は康永二年の文書目録にも記載されているが、「当庄指図」は記載されていない。康永二年は「前河原」をめぐる梅津荘との相論が発生していたため、その参考として用いられていたのだろうか。それとも、すでに寺僧らは「当庄指図」の存在を認識していなかったのだろうか。本差図伝来の経緯を明らかにするためにも、さらなる検討を続けていく必要がある。

注

- (1) 一戸渉監修『橋本経亮旧蔵 香果遺珍目録』(慶應義塾大学三田メディアセンター、二〇二一年三月)
- (2) 前掲注一「目録」解題、一戸渉『上田秋成の時代』(ペリカン社、二〇二二年) 第四章および資料編
- (3) 料紙の質については高橋敏子氏よりご教示いただいた。
- (4) この点については一戸渉氏にご教示いただいた。なお、本差図の閲覧や画像の提供などについては、一戸氏には大変お世話になった。ここに記して感謝申し上げます。
- (5) 玉手則光山城国上野荘寄進状案〔東寺百合文書〕ヨ函八四一―一〇)
- (6) 伊藤俊一「山城国上野荘の水害と再開発」〔日本史研究〕六七五、二〇一八年) なお、康永四年には検注取帳のほかに河原田のみを記した注文も残されている〔東寺百合文書〕ア函五三・五四。この河原田田数注文は名ごとに記されているが、そこに記載されている名のなかには検注取帳に記載されていないものもある。この両者の関係性については今後の検討課題としたい。
- (7) 「東寺百合文書」カ函一五
- (8) 「東寺文書」追加購入分四
- (9) 後宇多法皇院宣〔東寺百合文書〕セ函南朝文書一)
- (10) ただし、暦応年間から貞和年間にかけて、今度は上野荘による梅津荘への押領行為を訴える相論が発生する。
- (11) 大納言法印道我所進文書目録〔東寺百合文書〕メ函一〇五)
- (12) 東京大学史料編纂所編『日本荘園絵図聚影 釈文編二 中世二』(東京大学出版会、二〇一六年)
- (13) 上桂荘美検取帳〔東寺百合文書〕チ函九)
- (14) 金田章裕「中世の村落」(藤岡謙二郎ほか編『講座考古地理学四 村落と開発』

学生社、一九八五年)、同「上桂庄差図と桂川」(東寺(教王護国寺)宝物館編『東寺とその庄園』東寺(教王護国寺)宝物館、一九九三年)、同『微地形と中世村落』(吉川弘文館、一九九三年)、田村憲美「日本中世史研究と高分解能古気候復元―その理論的準備と山城国上桂庄を事例とする一試行―」(『日本史研究』六四六、二〇一六年)、伊藤俊一前掲注六論文

(15) 武田修氏は正和五年実検取帳で把握されている庄域と「上桂庄指図」に描かれている範囲が異なることから、「上桂庄指図」の作成年代を正和五年ではなく長徳三年(九九七)に比定している(武田修「長徳三年玉手則光寄進状と上桂庄差図について」『資料館紀要』二二二、一九九四年)。ただしこの比定については、「上桂庄指図」は庄内を通過する河道を描くことを目的にしているため散在田坪は省略された、という伊藤俊一氏の批判もある(前掲注六論文)。

(16) 金田章裕『条里と村落の歴史地理学研究』(大明堂、一九八五年)、同『古代景観史の探求』(吉川弘文館、二〇〇二年)。なお、『日本庄園絵図聚影 釈文編二 中世二』(前掲註二二)では「山城国川嶋南庄指図」に記されている「荒木里」を「荒木西里」と同一のものとして扱っている。

(17) 青山宏夫「平安京西郊桂川の河道変化と耕地開発―葛野郡班田図から松尾社境内図まで―」(金田章裕編『平安京―京都 都市図と都市構造』京都大学学術出版会、二〇〇七年)

(18) 山城国上野庄文書目録(『東寺百合文書』カ函三七)
(学術専門職員/庄園絵図プロジェクト)

お知らせ

東寺旧蔵(山城国上野庄差図)は慶應義塾図書館が主催する下記の展示会に出品されます。国学者橋本経亮の旧蔵資料を核に、当該差図をはじめ複数の東寺旧蔵品、また模写や模造、画像資料、典籍など約八〇点が並びます。

第三三回慶應義塾図書館貴重書展示会

あつ 蒐められた古―江戸の日本学―
いにしえ

会期：二〇二一年一〇月六日(水)～一二日(火)

九時～二一時(最終日は一六時閉場) 入場無料

会場：丸善・丸の内本店四階ギャラリー

東京都千代田区丸の内一・六・四丸の内オアゾ内

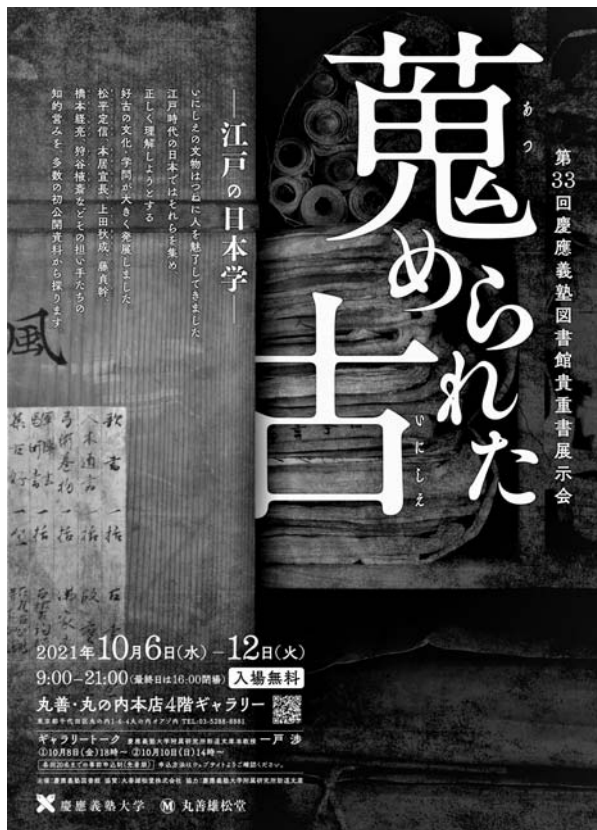
TEL：〇三・五二八八・八八八

協賛：丸善雄松堂株式会社 協力：慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
ギャラリートーク：慶應義塾大学附属研究所斯道文庫准教授 一戸涉

①一〇月八日(金) 一八時～ ②一〇月一〇日(日) 一四時～

各回二〇名までの事前申込制(先着順)・申込はウェブサイトにて。

https://hguides.lib.keio.ac.jp/mit_annual_exhibition



新刊紹介

『日本荘園絵図聚影』 釈文編三・中世二 内容一覽

※を付した絵図は、本編で示した絵図名から変更
#を付した絵図は、プレート図なし（解説冊子にトレース図あり）

- | | | | |
|-----------------|-----------------------------------|----|--------------------------|
| 1 | 大和国佐保新免田土帳 一 | 19 | 大和国若槻荘土帳 二（断簡） |
| 2 | 大和国佐保新免田土帳 二 # | 20 | 大和国横田荘土帳 |
| 3 | 大和国佐保新免田土帳 三 # | 21 | 大和国池田荘与井殿荘堺溝相論指図 |
| 4 | 大和国西大寺敷地図 一 | 22 | 大和国倉荘土帳 |
| 5 | 大和国西大寺敷地之図 | 23 | 大和国虚空藏寺領絵図 |
| 6 | 大和国西大寺敷地図 二 | 24 | 大和国乙木荘土帳 一 |
| 7 | 大和国西大寺往古敷地図 | 25 | 大和国乙木荘土帳 二 |
| 8 | 大和国添下郡平城京条里図 ※ | 26 | 大和国中山荘土帳 |
| 9 | 大和国西大寺与秋篠寺堺相論絵図 一 | 27 | 大和国楊本荘条里図 # |
| 10 | 大和国西大寺与秋篠寺堺相論絵図 二 | 28 | 大和国出雲荘土帳 |
| 11 | 大和国西大寺領之図 | 29 | 大和国城上郡東郷杖田田地差図 ※# |
| 12 | 大和国西大寺辺四陵図 | 30 | 大和国百濟一荘之内屋敷田畠差図 |
| 13 ₁ | 大和国小五月郷指図（断簡一）# | 31 | 大和国忌部荘差図 一 |
| 13 ₂ | 大和国小五月郷指図（断簡二）# | 32 | 大和国忌部荘差図 二 |
| 13 ₃ | 大和国小五月郷指図（断簡三）# | 33 | 大和国古木本新両荘北円堂領土帳（断簡一）※ |
| 13 ₄ | 大和国小五月郷指図（断簡四）# | 34 | 大和国古木本新両荘北円堂領土帳（断簡二）※ |
| 14 | 大和国小五月郷指図写
（別図 大和国小五月郷指図断簡配置図） | 35 | 大和国膳夫荘差図 |
| 15 | 大和国小五月郷差図写 | 36 | 大和国東喜殿荘与南喜殿荘用水相論指図 |
| 16 | 大和国岩井井川分水指図 | 37 | 大和国磯野荘差図 |
| 17 | 大和国岩井河南岸諸荘園図 # | 38 | 大和国宿院荘土帳 |
| 18 | 大和国若槻荘土帳 一 | 39 | 大和国箸喰荘差図 一 |
| | | 40 | 大和国箸喰荘差図 二 |
| | | 41 | 大和国たふい山古図 # |
| | | 42 | 大和国長瀬荘与伊賀国黒田荘堺相論絵図（断簡）※# |
| | | 43 | 大和国河上荘四目谷田差図 # |
| | | 44 | 大和国河上荘九月廿四日湯田差図 # |
| | | 45 | 大和国奈良南市東観音堂領并十三重領指図 ※# |
| | | 46 | 大和国平群郡夜摩郷神南御油田地差図 ※# |

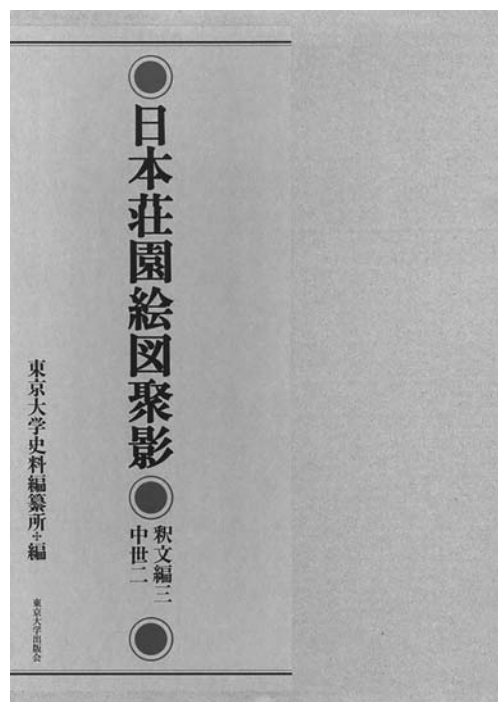
- 47 伊勢国智積与川嶋山田境差図 一
 48 伊勢国智積与川嶋山田境差図 二
 49 伊勢国稻生三社絵図
 50 伊勢国櫛田川下流地域絵図
 51 伊勢国宇治郷鹿海村北岡差図写 一 ※#
 52 伊勢国宇治郷鹿海村北岡差図写 二 ※#
 53 伊勢国箕曲郷法常住院領差図写 ※#
 54 伊勢国箕曲郷河辺村度会元益跡屋敷地差図写 #
 55 伊勢国箕曲郷河辺村度会元益女子等跡屋敷地差図写 #
 56 丹波国吉富荘絵図写
 57 丹波国安国寺境内図
 58 丹波国大山荘西田井村用水指図
 59 丹波国大山荘西田井村用水指図写
 60 丹波国大山荘井手指図 #
 61 丹波国出雲神社領勝示絵図
 62 丹波国野口荘神尾一切経藏領長谷古図 ※#
 63 丹波国野口荘神尾一切経藏領中野古図 ※#
 64 摂津国郡家井手検知指図 #
 65 摂津国垂水荘指図
 66 摂津国垂水荘三国川中島差図 ※
 67 摂津国広徳寺門前小路差図 #
 68 摂津国大覚寺絵図 ※
 69 摂津国大覚寺敷地四方指図 ※#
 70 和泉国日根野村近隣絵図
 71 和泉国日根野村絵図
 72 河内国高向荘絵図

全三三八頁、本体二四、〇〇〇円

解説冊子（A四判）一九四頁・法量・紙面構成、校注、形態・書誌、関係史料・参考文献・比定地、全点の釈文図（A四判）

料・参考文献・比定地、全点の釈文図（A四判）

釈文図（A三判）一四四頁・A二判二〇図、A三判二八図



データベースに関するお知らせ

本年八月に予定されている史料編纂所電算機リプレイスに伴い、奈良文化財研究所と共同にて運営してまいりました『電子くずし辞典データベース』『木簡庫』連携検索を閉鎖いたしました。同様の機能は、「史的文字データベース連携検索システム」にてご利用いただけますので、ご活用ください。また「花押カードデータベース」につきましても、新たな「花押データベース」へと移行し、公開対象を本所所蔵「花押彙纂」へと変更いたします（次号にて紹介予定）。

文献案内

樋笠逸人「鴨社古図（賀茂御祖神社絵図）と賀茂社御参籠」（橋本政宣・宇野日出生編『賀茂信仰の歴史と文化』神社史料研究会叢書第六輯、思文閣出版、二〇二〇年四月）

中世の神社境内図として代表的な存在である、下鴨社家の鴨脚家伝来、京都国立博物館所蔵「賀茂御祖神社絵図」（重要文化財）に関する詳論で、制作年代・背景の再検討に及ぶ。以下、「e国宝」での公開画像も参照。

はじめに、鎌倉時代から室町時代に及ぶ制作年代に関する先行研究を整理し、江戸時代中期以来の「斎院御所」の比定について、本図の西北部「御所」ではなく、馬場西の「神館屋御所」と改める。ついで建久九年（一一九八）後鳥羽院政開始とともに行われた御幸の記録により、恒例の賀茂祭などの「内御所」と、後白河院により設けられた臨時の御幸・参籠に用いる「外御所」とを確認する。「外御所」は後鳥羽院の参籠で定宿とされ、本図の「御所」の構成とも対応する。本図「御所」の周辺には加筆・押紙が多数あり、建治元年（一二七五）亀山院参籠の際の指図（同じく鴨脚家伝来）と比較するに、加筆後の状態が指図とよく照応する。本図の原本成立は鎌倉期に遡り、亀山院政期頃に加筆されたことになる。

治天の賀茂参籠について、後白河院から伏見院までの事例を網羅し、性格の推移を整理する。宿泊を伴う参籠は、治承三年（一一七九）後白河院が初例と目され、石清水参籠を含めた法華経千部転読の一部である。後鳥羽院では斎院制度との入れ替わり、社家・氏人との関係など、権力強化との軌を一にする。後嵯峨院のもとで石清水参籠が恒例化したのが、賀茂はそこまでには至らず、後深草院は消極的で、亀山院は七箇日参籠から宮廻を繰り返す百度詣へと発展させ、後宇多院から後伏見院では頻度と規模が縮小する。本図への加筆も、亀山院政期に必要とされた蓋然性がある。

本図には、宮廻の経路や従者を含めた宿所を確認する機能に加えて、社殿・御所等のあるべき姿を記録し、修造経費の負担をめぐる朝廷と神社との関係から必要とされたと評価する。

（藤原重雄）

熊本市熊本城調査研究センター『特別史跡熊本城跡総括報告書』歴史資料編（二〇一九年三月）・同調査研究編（二〇二〇年三月）

熊本城と城下の総合的な調査研究のため、二〇一三年一〇月に設置された熊本城調査研究センターによる報告書である。二〇一六年三月に整備事業編が刊行されたが、その後熊本地震が発生し、熊本城も甚大な被害を受けた。歴史資料編・調査研究編は、その復旧事業と並行して進められた調査・研究の成果も含めてまとめられたものである。

歴史資料編は熊本城に関する主要な文献史料、絵図・地図、写真を収録する。文献史料は中世の隈本城から昭和三四年（一九五九）の復原工事仕様書までを取り上げる。近世分の永青文庫細川家文書の一部は、今回新たに翻刻されたものである。絵図・地図は城絵図・屋敷割図・修補願絵図や、鎮台・師団関係図など六九点の図版と解説を掲載する。写真は明治五年（一八七二）以降の一・六点を掲載し、撮影場所・時期等も考証を加えている。さらに報告書収録分以外も含めたりリストがあり、現時点で把握されている熊本城関係の文献・画像史料の全体像を知ることができる。

調査研究編はこれまで約六〇年間の発掘調査の成果を総括するもので、遺構の図面・写真、出土資料の実測図を多数掲載する。付論として「熊本城の石垣変遷」、「熊本城の出土瓦編年試案」の二編を収録する。

このように多様な史料をもとに総合的な分析が加えられており、熊本城研究の現在地を知ることができる。特に近世の被災と修理の履歴は文書・絵図から丁寧に明らかにされており、これは例えば石垣遺構を分析する上でも前提となる重要な成果である。関係する未調査の史料もまだ豊富に存在すると思われることから、今後の新たな成果も期待される。また、文化財の「活用」が推進される昨今であるが、調査・研究の成果を踏まえた適切な遺構の保存・整備にもつながっていくことと思われる。それぞれ二分冊の大部な報告書だが、熊本市ホームページ内の同センター刊行物紹介ページにて公開されており入手も容易である。

（林 晃弘）

公益財団法人元興寺文化財研究所『華嚴宗元興寺所蔵石造物調査報告書』
(同、二〇二一年二月)

南都七大寺の一つとして寺勢を極めた元興寺は、中世に変容を遂げ、宝徳三年(一四五二)の土一揆によって主要伽藍のほとんどを焼失して衰退するが、その法灯は分立した華嚴宗元興寺(五重塔跡、観音堂)・真言律宗元興寺(極楽坊)・真言律宗小塔院の三寺院によって今日まで守られている。

飛鳥から平城京に移転して一三〇〇年となった二〇一八年、これを記念した展覧会や講演会などが三寺院と元興寺文化財研究所との共催で開催された。その準備過程において、華嚴宗元興寺に聖教や経典、位牌や工芸品などの未調査資料が多数存在することが判明し、各分野の調査が行われることとなった。それらの成果はすでに展覧会図録や調査報告書としても報告されている。本報告書は、安政六年(一八五九)の火災以前の境内地の様相や信仰のあり方を探るべく実施された石造物調査の成果であり、第1章から第4章にまとめられている。また、第5章は令和元年の古文書調査後に見つかった古文書や境内図を掲載する。

華嚴宗元興寺には安政六年の火災で焼失した五重塔(奈良時代)の礎石から昭和十五年銘の標石まで、二九三点の石造物が所在する。第1章ではこれらを時代ごとに概説し、種類・法量・材質・銘文といった基礎的項目を石造物一覧として掲載する。第2章では本堂周辺に散在する礎石の石材種類と形状を分析した結果、蘇我氏と関係の深い榛原石(流紋岩質溶結凝灰岩)が含まれていることを明らかにし、この石材が平城京内で使用される希少性についても言及する。第3章では五重大塔の一七基の礎石を礎石柱座の形状と配置、帯磁率を検討し、他寺院からの搬入の可能性を指摘する。また、第4章の「啼燈籠」については、過去の研究や古文書調査成果も援用し、別の燈籠の部材との混在の可能性とその時期に言及するなど新たな知見を提示する。

今後多角的視点からの史実の発掘によって、「ならまち」の下に眠るかつての巨大寺院の様相が明らかになっていくことを期待したい。(太田まり子)

倉田喜弘編著『くどきぶしの世界』(ゆまに書房、二〇二〇年二月)

「くどきぶし」は七七調の詞章で一定旋律を繰り返し、災禍・時事や心中物といった人々の関心事を叙事的に唄った歌謡である。「サアエ」「やんれ」といった囃子言葉も特徴となる。中世以来の語り物である説教節や、三味線の伴奏を伴う門付として芸能化した歌祭文など、様々な声の芸能の影響を受けつつ、特に江戸時代後期から明治期にかけて流行したもので、その面影は盆踊りや暫女唄に留めるとされる。娯楽や情報が少なかった時代に流行唄として人々を楽しませ、人気を博したことは詞章を摺った数多の摺物の存在が示している。

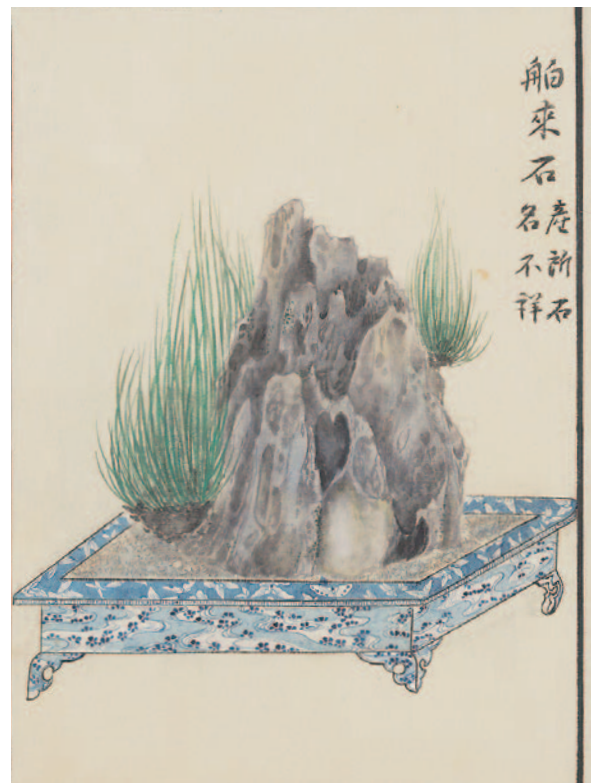
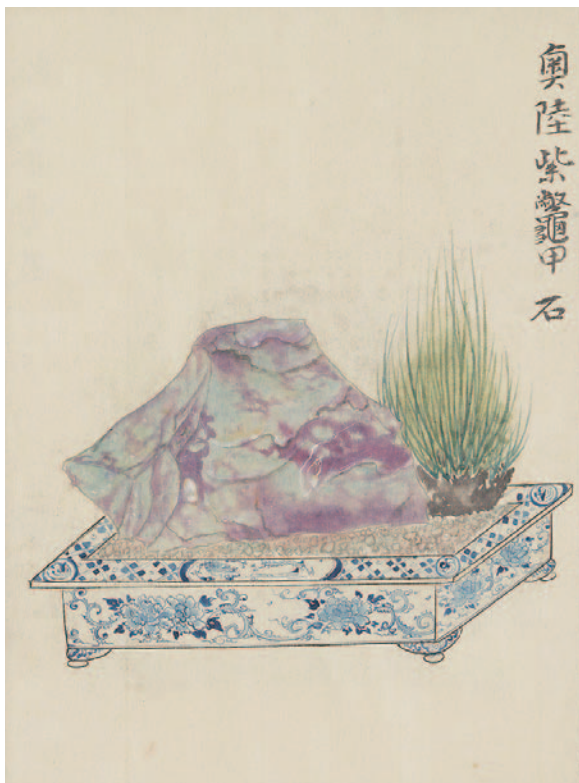
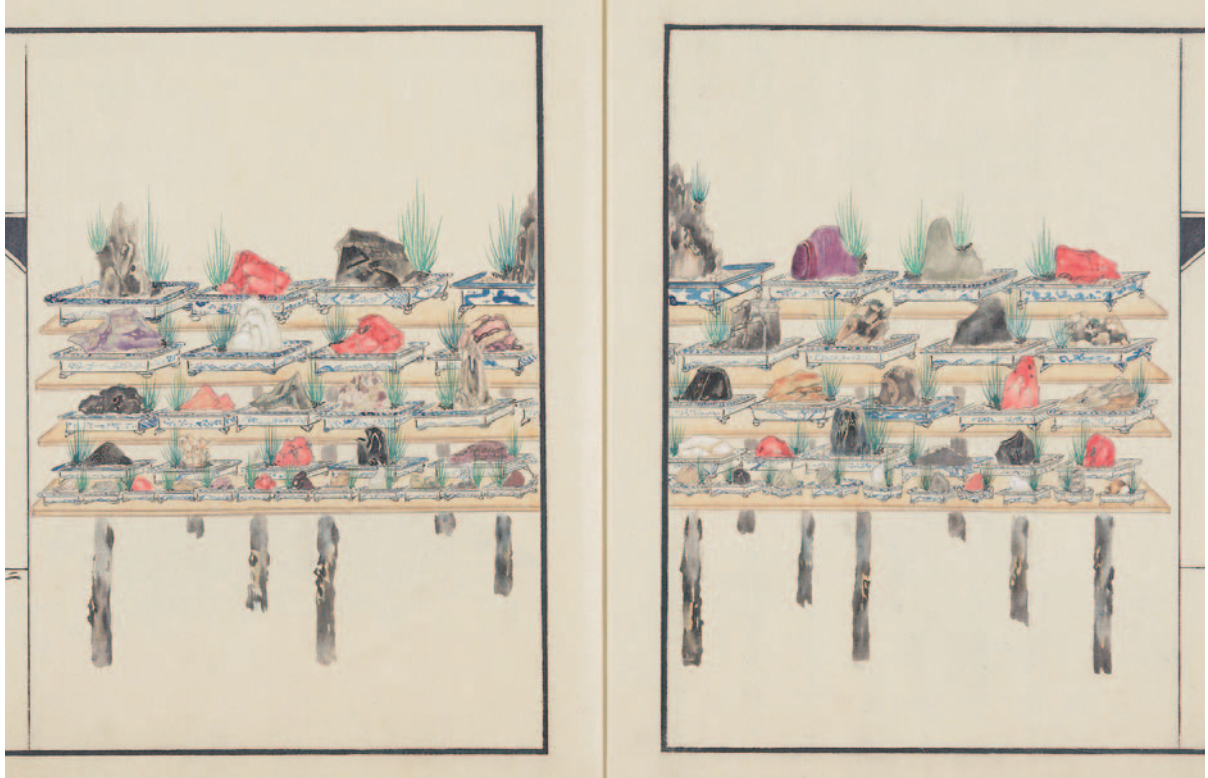
本書はそうした「くどきぶし」に着目し、往時の人々の関心事を掘り起こしたもので、四七件の翻刻を表紙画像と共に紹介する。さらに史料を一四項目(地震/火災/風水害/病氣/信仰/道中記/世相/開国/経済/伝承/治安/女三題/心中/ちよほくれ)に分類し、「参考」として語注や当時の世相に関する注釈で理解を助ける。また巻末には、明治四五(一九一二年)の『佐渡新聞』に連載された「くどき節の今昔」を参考資料として載せる。明治も末になれば、すでに往時の勢いは失われた様子が伝わり、今となっては窺い知ることができない摺物購買層についても、需要は冬の農閑期に集中すること、活版ではなく仮名つづりの木版が求められたことなど理解することができ、さらに数字を挙げながら地域の出版文化や流通事情を記すその記事は、江戸後期の庶民向け情報誌の性格も有した「くどきぶし」が伝える情報とは性質が異なることにも気づかされる。その対比によって摺物から新聞へ、新聞雑誌の文化が新たな近代の情報源として定着してゆく一端を理解することができる。

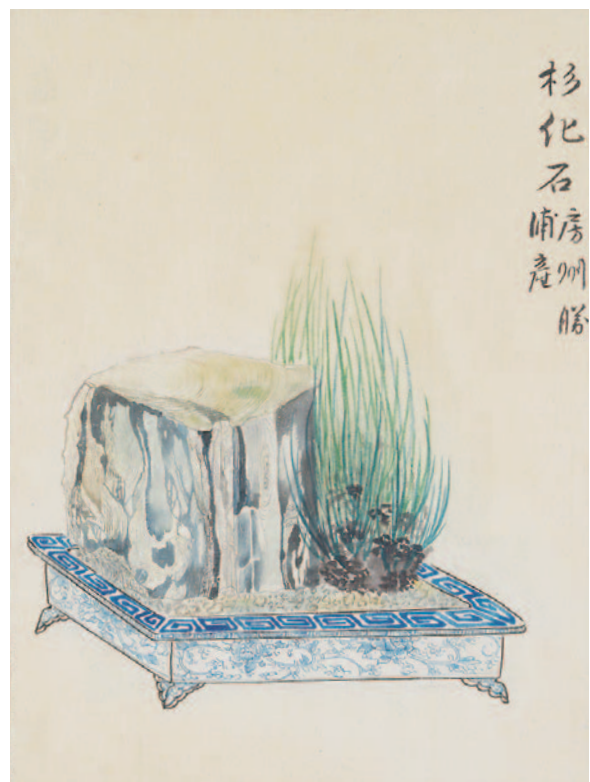
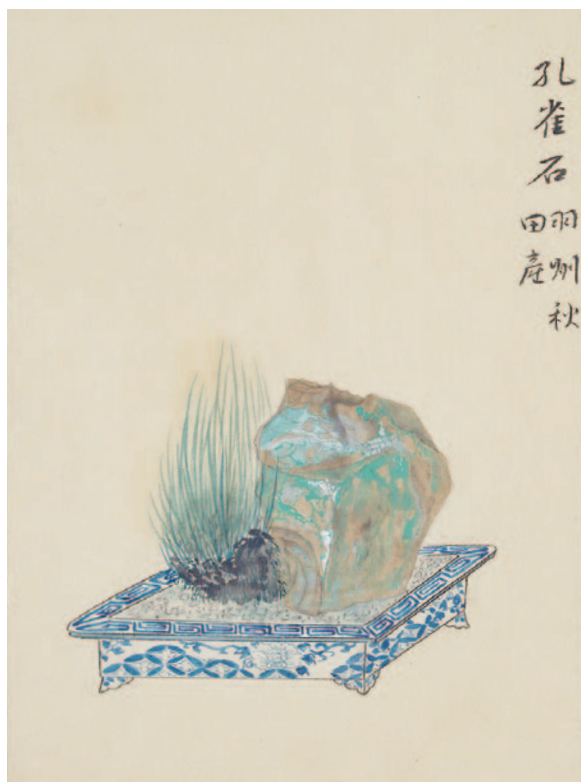
なお、「あとがき」によれば、本書の作成に際して当画像史料解析センター発行の『風説留中画像史料一覧(稿)』(一九九九年)、『摺物総合編年目録(第二稿)補遺』(二〇一九年)をご活用いただけたとある。『摺物総合編年目録(第二稿)』(二〇〇〇年)も含め、入手ご希望の方は当センターまでご連絡いただければ、送料実費でお届けする事が可能です。(三島暁子)

本所所蔵の画像史料

『盆菖図譜』 [溝口家史料-175]

全図は「所蔵史料目録データベース」をご参照ください。





新発田藩主の溝口直諒（1799～1858）の奇石コレクションの写生図譜。安政二年（1855）の序によると、いずれも江戸染井の花屋衆蔵（番付に石菖師と載る）から譲り受けたもので、嘉永元年（1848）より蒐集を始め、四段の大棚と別の小棚とに52種58点を配するまでになり、藩御用絵師の林勝鱗（1831～88）に縮図させた。安永三年に7点の図を末尾に追加している。水盤に石を配して石菖を植える盆山（石菖盆）の様式で、鑑賞指南書にみられる盆石の美意識をふまえた形姿の石も含まれるが、木内石亭（1724～1808）が集成したような産地・分類名称が付せられ、再現性高い描法からも、博物学的な関心にもとづく。（藤原重雄）

- 上島 有「新しい中世文書料紙研究の歩み—原文書による料紙の研究—」『藝林』69-1 2020.4
- 岡野友彦「中世古文書料紙研究の現在」『藝林』69-1 2020.4
- 戸潤幹夫「アイヌ像を描く絵馬—能登・越後の遺例から—」『石川県立歴史博物館紀要』29 2020.5
- 原 明芳「牛伏寺骨堂跡の調査をめぐって—近世の納骨遺跡をめぐって—」『信濃』72-5 2020.5
- 幡鎌一弘「講演 文化資源活用のパイオニア—江戸時代の奈良—」『ビブリア』153 2020.5
- 三戸信恵「曾我物語図屏風に関する一考察—新出本と渡辺美術館本を中心に—」『国華』1496 2020.6
- 加藤繁生「国宝「大徳寺唐門」の素性—尼崎本洛中洛外図を読み解く—」『史迹と美術』905 2020.6
- 三田覚之「研究ノート 各種の模写を通じてみた法隆寺金堂六号壁画の化生菩薩像」『MUSEUM』686 2020.6
- 鈴木堅弘「大津絵と芸能民の位相—「鬼の念仏」・「藤娘」の画題を中心に—」『芸能史研究』230 2020.7
- 岡部美沙子「一七世紀狩野派の白澤図像」『史泉』132 2020.07
- 加藤繁生「聚楽第余聞(二) 聚楽第外郭と千利休聚楽屋敷」『史迹と美術』906 2020.7
- 小森正明「中世後期の東国社会—写経と開版事業にみる在地と民衆—」『日本史学集録』41 2020.7
- 早川万年「歴史随想 自治体史の記述と編纂」『日本史学集録』41 2020.7
- 太田弘毅「蒙古退治のための不動明王・金剛童子図〔全編〕—忿怒相図(三種)の使用目的は軍旗として—」『松浦党研究』43 2020.7
- 鍛冶宏介「水戸藩による那須国造碑整備事業と地域社会」『歴史学研究』998 2020.7
- 酒井元樹「資料紹介 鳥取・大神山神社所蔵「刀 無銘古伯耆 附銀熨斗付糸巻太刀」と「短刀 銘備州長船住兼光 附金熨斗付合口」について」『MUSEUM』687 2020.8
- 松田 猛「多胡碑に刻まれた「穂積」の文字—音の運用と上野国分寺文字瓦—」『信濃』72-8 2020.8
- 小松光江「大阪・平野に伝わる聖徳太子絵伝と南無仏像」『聖徳』244 2020.8
- 松田真平「失われた法隆寺壁画の再現研究(拾遺編5)—6号壁の大正~昭和初期の姿—」『聖徳』244 2020.8
- 川端真理子「戊子銘釈迦三尊像の造立年代再考」『聖徳』244 2020.8
- 岸野 稔「山内主要道の成立過程と名称変遷(その四)」『大日光』89 2020.8
- 杉原丈夫「研究ノート 近世後期宗教家の石碑と社会的事業—北庄内鉄門海石碑調査等を中心にして—」『山形史学研究』48 2020.8
- 寺本健三「土佐光起『本朝画法大伝』偽撰考補説(上)・(下)」『史迹と美術』907・908 2020.8・2020.9
- 武藤純子「ボストン美術館蔵、奥村正信「十二月月」(須藤権兵衛版)の考察」『国華』1499 2020.9
- 氣賀澤保規「新発見「李訓墓誌」と吉備真備—「井真成墓誌」につづく遣唐留学生史料—」『東方』474 2020.9
- 歴史学研究会編「特集 進むデジタル化と問われる歴史学」『歴史学研究』1000 2020.9
- 高橋早紀子「東寺講堂四天王像の像容と機能—空海による『陀羅尼集経』からの図様改変をめぐって—」『仏教芸術』5 2020.9
- 宇代貴文「日光山輪王寺所蔵の熾盛光曼荼羅図—圖像解釈と思想背景について—」『仏教芸術』5 2020.9
- 秋元茂陽「資料紹介 蓮池藩主鍋島家の墓碑」『佐賀大学地域学歴史文化研究センター研究紀要』15 2020.10
- 河野徳吉「紙百態 和製の唐紙」『百万塔』167 2020.10
- 河野徳吉「京都の紙 第六章 江戸時代 反故紙(一)」『百万塔』167 2020.10
- 小早川裕悟「中世における和市の復元研究—播磨国矢野荘を事例として—」『地方史研究』407 2020.10
- 伊藤宏之「下総型板碑の製作をめぐる一視点」『地方史研究』407 2020.10
- 山澤 学「寛永大日如來の祭祀から見る飯沼周辺地域の史的環境」『地方史研究』407 2020.10
- 青木智史「天理図書館蔵『瀬戸内海西海航路図屏風』について—自然科学分析調査と描画内容の検討—」『ビブリア』154 2020.10
- 柳澤和明「多賀城碑にみえる唐の四至八到記載様式の影響」『歴史』135 2020.10
- 松崎憲三「板橋区内の三山碑(塔)」『板橋史談』306 2020.11
- 楠根圭子「17世紀前半のヨーロッパにおける「日本の磔刑」をめぐる論争と宗教美術」『キリシタン文化研究会会報』156 2020.11
- 張 思捷「黒田荘一円寺鎮化過程の再検討—その荘園成立史における位置づけをめぐって—」『九州史学』186 2020.11
- 大久保純一「錦絵に見る料理茶屋情報」『国立歴史民俗博物館研究報告』222 2020.11
- 西田亜未「近世後期における芝居町絵図の変遷と資料活用について」『国立歴史民俗博物館研究報告』222 2020.11
- 鶴飼幸雄「諏訪上社前宮御室考」『信濃』72-12 2020.11
- 石井裕一朗「『諏訪大明神絵詞』外題・奥書考」『信濃』72-12 2020.11
- 石田正道「泉橋の架橋と泉橋寺地藏石仏の造立について—造立当初の姿を考える—」『史迹と美術』909 2020.11
- 仙海義之「資料紹介 連載(五)了 「十巻抄」—〇巻(重要文化財)第九巻・第十巻」『阪急文化研究年報』9 2020.11
- 趙 玉萍「観音図中の白い鸚鵡について」『文化史学』76 2020.11
- 歴史学研究会編「特集 文化財の危機と歴史学(I)」『歴史学研究』1002 2020.11
- 伊折俊夫「上伊那にある、奥三河石工が彫った石仏・石塔について(三) 如來・祠・板碑型の石塔」『伊那路』767 2020.12
- 山下秀樹・内藤栄「當麻寺西塔発見の舍利容器について」『国華』1502 2020.12
- 山吉頌平「丹表紙本『高田大明神縁起』の再検討」『富山史壇』193 2020.12
- 松山充宏「戦勝の願いを込めた仏画—福王寺の刀八毘沙門天曼荼羅—」『富山史壇』193 2020.12
- 川嶋美貴子「堺市博物館蔵「紀州藩参勤交代行列図巻」について—景観年代に関する一考察—」『和歌山地方史研究』80 2020.12
- 柏崎 諒「馬の博物館蔵「庭前調馬図」について—狩野了承の画業を中心に—」『馬の博物館研究紀要』22 2020.12
- 根本佐智子・古宮雅明「資料紹介 松平造酒助江戸在勤日記—慶応元年閏五月九日より同八月十一日—」『神奈川県立博物館研究報告—人文科学—』47 2020.12
- 日本古文書学会「小特集「古文書学の新展開」」『古文書研究』90 2020.12
- 黒田龍二「八坂神社本殿の形成とその特質」『月刊文化財』687 2021.1

画像史料関係文献目録

氏名・タイトル	出典・号数・年月
樋口明里「役者絵に描かれた諏訪法性の兜の形態」	『長野市立博物館紀要』20 (人文系) 2019.3
有賀 茜「勝山家三代の肖像画について—勝山琢舟・琢道・琢如像—」	『朱雀』32 2020.3
西山剛・小出祐子「『四条真町文書』(京都文化博物館蔵)の特色—史料紹介を兼ねて—」	『朱雀』32 2020.3
浅野秀剛「仙台祭絵の研究」	『仙台博物館調査研究報告』40 2020.3
寺澤慎吾「佐久間洞巖について」	『仙台博物館調査研究報告』40 2020.3
井形栄子「福岡市博物館蔵『筑前名所図会』の挿絵の筆者」	『年報大宰府学』14 2020.3
井形栄子・宮崎亮一「資料紹介 大宰府天満宮蔵 齋藤秋圃<町並図絵馬>」	『年報大宰府学』14 2020.3
荒木臣紀「東京国立博物館蔵『旧江戸城写真帖』の彩色材料について」	『東京国立博物館紀要』55 2020.3
齋藤慎一「『高橋』と『大橋』—中世から近世初頭における江戸城下の景観—」	『東京都江戸東京博物館紀要』10 2020.3
杉山哲司「徳川将軍家正室の下向と婚礼行列絵巻」	『東京都江戸東京博物館紀要』10 2020.3
田中裕二「見世物の規制と制度化をめぐる近代盛り場の変遷—公園・博覧会・勤工場—」	『東京都江戸東京博物館紀要』10 2020.3
中村隆博・藤井良昭・渡邊華「太巻添軸に関する一考察—九州国立博物館重要文化財(一部)『東大寺等関係文書』のうち手継証文の保存修理より—」	『東風西声』15 2020.3
浅川泰宏「近世名所図会に描かれた露仏—修行大師像の痕跡を求めて—」	『徳島地域文化研究』18 2020.3
阿部昭良「美馬市美馬町の地神塔」	『徳島地域文化研究』18 2020.3
磯本宏紀「明治・大正・昭和初期の絵葉書に見る阿波の『名所』」	『徳島地域文化研究』18 2020.3
高橋晋一「『阿波名所図会』に見る近世後期の阿波名所の特色」	『徳島地域文化研究』18 2020.3
津田卓子「資料紹介 鶏鼠物語絵巻貼付屏風について」	『名古屋市博物館研究紀要』43 2020.3
西田尚史「資料紹介 直冬年号を持つ『助継塔』」	『七隈史学』22 2020.3
吉川 聡「資料紹介 三徳山三佛寺の近代行場絵図」	『奈文研論叢』1 2020.3
佐伯英里子「妙覚寺所蔵『仏涅槃図』小考」	『日蓮仏教研究』11 2020.3
木場貴俊「国際日本文化研究センター蔵『諸国妖怪図巻』をめぐる—いわゆる『化物尽くし絵巻』に関する一考察—」	『日本研究』60 2020.3
大崎聡子「禅林寺蔵『山越阿弥陀図』研究」	『美術史学』41 2020.3
佐伯英里子「本覚山妙光寺所蔵『仏涅槃図』小考」	『美術史学』41 2020.3
松井美樹「奈良・如意輪寺所蔵の蔵王権現立像厨子—扉絵の神像と賛詩に着目して—」	『美術史学』41 2020.3
三浦敬任「佐竹本三十六歌仙絵『住吉大明神断簡』考—その図様と詞書について—」	『美術史学』41 2020.3
深澤靖幸「板碑からみた私年号『福德』の受容」	『府中市郷土の森博物館紀要』33 2020.3
木下 誠「資料紹介 新たに確認した松江城天守古写真—ガラス窓に改修された天狗の間—」	『松江歴史館研究紀要』8 2020.3
須賀隆章「『極秘諸国図』所収『下総佐倉図』について」	『松江歴史館研究紀要』8 2020.3
清水真澄「鎌倉・円覚寺華嚴塔について」	『三井美術文化史論集』13 2020.3
鹿間里奈「衆鱗図と衆鱗図手鑑」	『ミュージアム調査研究報告』(香川県)11 2020.3
長井博志「五疋の子供が描かれた薬広告—広告デザインと広報戦略—」	『ミュージアム調査研究報告』(香川県)11 2020.3
吉積久年「資料紹介 『吉敷郡小郡宰判新開作絵図』について」	『山口市文化財年報』13 2020.3
菊地勝広・飯島和歌子「横須賀製鉄所フランス人技術者ルイ・メラング家伝来資料目録」	『横須賀市博物館資料集』44 2020.3
齊藤研一「富士の巻符の造り物」	『立正史学』127 2020.3
廣澤裕介「『三国志平話』上巻の文字テキスト—絵解きを語った人、記した人、出版した人—」	『立命館文学』667 2020.3
濱田 宣「広島県重要文化財『絹本着色仏涅槃図』(持光寺蔵)について」	『広島県立歴史博物館研究紀要』22 2020.3
加藤繁生「鹿苑寺南苑に関する一仮説—尼崎博正氏『鹿苑寺(金閣寺)南池跡の性格』を読んで—」	『史迹と美術』903 2020.3
山上雅弘「岩屋城天守と大坂の陣」	『城郭研究室年報』29 2020.3
大澤研一「描かれた宝暦度朝鮮通信使川御座船とその運航について—館蔵『朝鮮人來朝一件』を通じて—」	『大阪歴史博物館研究紀要』18 2020.3
橋川英規「日本戦後美術に関するアーカイブズの整理・活用のあり方—UCLA 図書館蔵ヨシダ・ヨシエ・ペーパーズを例に—」	『美術研究』430 2020.3
山本聡美「『妙法蓮華経變相図』(静嘉堂文庫蔵)にみる南宋時代寧波の信仰と社会」	『美術研究』430 2020.3
米沢 玲「二幅の不動明王画像—禅林寺本と高貴寺本—」	『美術研究』430 2020.3
神谷 浩「旧紙屋鈴木家伝来屏風作品について」	『豊田市史研究』11 2020.3
上野晶子・守友隆「資料紹介 小笠原文書による七五三膳の復元」	『北九州市立自然史・歴史博物館研究報告(B類歴史)』17 2020.3
井形 進「薩摩川辺の水元神社の薩摩塔」	『九州歴史資料館研究論集』45 2020.03
余湖浩一「中世太田城の復元的考察」	『常陸中世史研究』2020.3
渡辺いづみ「田中家伝来 ベリー来航関係下絵について」	『松代』33 2020.3
呉 永三「研究ノート 三重県・朝田寺蔵朝鮮水陸画『甘露図』と仏・儒の喪祭」	『MUSEUM』685 2020.4
次田吉治「研究ノート 沈南蘋筆『百喜図巻』考—その謎語的吉祥性を中心に—」	『MUSEUM』685 2020.4
袖山俊夫「明治六年作成の高岸村絵図について」	『伊豫史談』397 2020.4

活動抄録 (2021年4月1日～6月30日)

- 4月1日 画像史料解析センター長に鴨川達夫が着任。
- 4月26日 2021年度第1回画像史料解析センター運営委員会 (オンライン開催)
- 4月30日 『画像史料解析センター通信』92号を発行 (藤原・三島)
- 5月10日 2021年度第2回画像史料解析センター (拡大) 運営委員会 (オンライン開催)
- 5月14日 京都国立博物館文化財修理所にて、登録有形文化財紙焼付写真アルバムの修理検討会出席 (谷) 【古写真研究プロジェクト】
- 5月18日～20日 市立函館博物館・函館市中央図書館にて、横山松三郎関係資料の調査 (谷) 【古写真研究プロジェクト】
- 5月31日 慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵「香果遺珍」の東寺百合文書関係指図等の調査 (榎原・高橋敏子・土山祐之) 【荘園絵図プロジェクト】
- 6月1日 日本写真協会賞・学芸賞の授賞式出席 (谷) 【古写真研究プロジェクト】
- 6月14日 研究打ち合わせ (オンライン開催) 【近世都市図解析プロジェクト】
- 6月17日 東京文化財研究所にて、重要文化財ガラス乾板の修理検討会出席 (谷) 【古写真研究プロジェクト】
- 5・6月 菊池海荘関係史料と菊池明石氏旧蔵菊池家史料の整理 (保谷) 【古写真研究プロジェクト】



2021年6月1日
日本写真協会賞授賞式
(挨拶する谷昭佳技術専門職員)

本所協力の茨城県立歴史館企画展「中世佐竹氏の世界―千秋文庫所蔵文書から―」(4月29日～6月13日)が開催されました。本展の中心となる千秋文庫所蔵「佐竹文書」を本所史料保存技術室にて修補しました。これまで折帖に貼り込まれていたため、同時に多くの文書を見ることはできませんでしたが、この修補により、原本の風合い取り戻して一通ずつ扱うことができるようになりました。文書原本に加えて、修理の様子も写真パネル等にてご紹介いただきました。パンフレット「佐竹義宣と武将たち」(A4判カラー16頁)も頒布されています。今秋の秋田県立博物館特別展「佐竹氏遺宝展―守り継がれた大名家資料―」(9月18日～11月14日)にて、千秋文庫所蔵「佐竹文書」が出陳される予定です。いずれも科学研究費補助金・基盤研究(B)「地域連携にもとづく秋田藩家蔵文書の史料学的研究」(研究代表者・金子拓)による成果です。

東京大学史料編纂所附属 画像史料解析センター通信 第93号

2021年7月30日発行

編集 東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター (編集担当: 藤原重雄・三島暁子)

発行 東京大学史料編纂所

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 電話:03-5841-8420 E-mail:gazo@hi.u-tokyo.ac.jp

印刷 ヨシダ印刷株式会社

©2021 Center for the Study of Visual Sources

Historiographical Institute, The University of Tokyo

ISSN 2435-0265

